

平成 2 6 年第 6 回上里町議会定例会会議録第 5 号

平成 2 6 年 9 月 2 2 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 1 6 （町長提出認定第 1 号）平成 2 5 年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 7 （町長提出認定第 2 号）平成 2 5 年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 8 （町長提出認定第 3 号）平成 2 5 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 9 （町長提出認定第 4 号）平成 2 5 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 0 （町長提出認定第 5 号）平成 2 5 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 1 （町長提出認定第 6 号）平成 2 5 年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 （町長提出認定第 7 号）平成 2 5 年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 （町長提出認定第 8 号）平成 2 5 年度上里町水道事業決算認定について

日程第 2 6 （町長提出議案第 44 号）公平委員会委員の選任について

日程第 2 7 （町長提出議案第 45 号）固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 8 （町長提出議案第 46 号）教育委員会委員の任命について

日程第 2 4 請願・陳情について

日程第 2 9 （意見書第 3 号）「手話言語法」制定を求める意見書（案）について

日程第 3 0 （意見書第 4 号）埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）について

日程第 2 5 議員の派遣について

出席議員（１４人）

1 番	飯 塚 賢 治 君	2 番	戸 矢 隆 光 君
3 番	仲 井 静 子 君	4 番	猪 岡 壽 君
5 番	齊 藤 崇 君	6 番	岩 田 智 教 君
7 番	植 井 敏 夫 君	8 番	高 橋 正 行 君
9 番	納 谷 克 俊 君	10 番	新 井 實 君
11 番	沓 澤 幸 子 君	12 番	高 橋 仁 君
13 番	伊 藤 裕 君	14 番	植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	高 野 正 道 君
教 育 長	下 山 彰 夫 君	総 務 課 長	飯 島 雅 利 君
総合政策課長	片 岡 浩 一 君	税 務 課 長	中 島 勇 君
町民福祉課長	岸 智 敏 君	子育て共生課長	坂 本 正 喜 君
健康保険課長	関 口 静 君	高齢者いきいき課長	小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長	強 矢 賢 君	産業振興課長	南 雲 定 夫 君
上下水道課長	須 田 孝 史 君	学校教育課長	谷 木 章 二 君
学校指導室長	浅 見 榮 君	生涯学習課長	桑 原 正 明 君
郷土資料館長	桑 原 正 明 君	会計管理者	橋 爪 和 友 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 戸 矢 信 男

開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第 1 6 町長提出認定第 1 号 平成年 2 5 度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 7 町長提出認定第 2 号 平成年 2 5 度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 8 町長提出認定第 3 号 平成年 2 5 度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 9 町長提出認定第 4 号 平成年 2 5 度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 0 町長提出認定第 5 号 平成年 2 5 度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 1 町長提出認定第 6 号 平成年 2 5 度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 町長提出認定第 7 号 平成年 2 5 度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 町長提出認定第 8 号 平成年 2 5 度上里町水道事業決算認定について

○議長（植原育雄君） これより各常任委員会に審査の付託をしておきました、平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成25年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成25年度上里町水道事業決算についての件は、各常任委員会の審査結果報告書が提出されておりますので、各常任委員長より審査報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

○総務経済常任委員長（沓澤幸子君） おはようございます。総務経済常任委員長の沓澤幸子です。

当委員会に付託されました平成25年度上里町一般会計、国民健康保険特別会計、神保原駅南土地地区画整理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計について、総務課、総合政策課、税務課、まち整備環境課、産業振興課、会計課、上下水道課、議会事務局が担当する部分の決算審査を担当課長及び担当職員の出席を求め、決算書及び附属資料、決算説明書をもとに、9月9日から16日までの期間に審査を行いました。

審査の概要について、審査順に報告をいたします。

初めに、産業振興課です。

審査は、9日の午後1時30分より行いました。

係は、農政商工係、農地係、地域整備係の3係であり、25年度の職員体制は11名でしたが、現在は10名とのことです。

農政商工係は、農業の振興、農業振興地域の整備計画及び管理、農業団体の育成及び指導、農業災害、緊急雇用創出基金事業、商工業の振興、各種統計調査、消費者行政、労働者対策、観光振興事業などを行っています。

25年度は、26年2月の記録的な大雪によって多くのビニールハウス等農業用施設が倒壊したため、被害の把握と早期復旧に努めてきました。そのため、2月に予定していた「駅からハイキング」は中止しました。また、25年度新規事業として4月に予定していた第2回「桜まつり」も悪天候のため中止でした。

国の緊急雇用創出基金事業では、各課の事業を取りまとめ、交付金申請と実績報告を行い、産業振興課では、この事業を活用し、農用地利用計画図及び農業用管路図等電子化業務委託事業を実施しました。

消費者生活対策としては、消費生活専門員2名により、毎週火・金の2回相談業務を実施しました。また、児玉郡市内の協定書締結により、月・水・木は本庄市に相談窓口が開設されており、週5日間の相談が可能になっています。上里町での相談件数は131件で、前年より17件増えています。また、消費者被害防止サポーターを育成し、老人クラブ連合大会、地域の敬老会などで消費者被害防止などの寸劇等を披露し、被害防止に努めています。

労働者対策としては、3団体に7万円の補助金を支出しましたが、平成23年度より減額をしており、今後は廃止の方向とのことです。労働講座も既に廃止されており、今後の労働者対策事業の検討をお願いします。

中小企業融資制度・勤労者住宅資金貸付事業は、今年度も新規利用者はなく、融資事業の見直しをお願いします。

農政関係では、認定農業者支援対策事業、担い手育成事業、有機100倍運動、地産地消運動推進事業、農業関係団体育成などの農業振興事業に取り組んでいます。平成25年度から農業者戸別所得補償制度が経営安定対策に変更し、204戸を対象に4,577万6,000円が交付されました。また、新規就農総合支援事業の対象者4名に対し375万円が給付されました。

農地係は、農業委員会の事務局を担当し、毎月開催の定例会において、農地法各条の申請の審議を行っています。また、農地の利用権設定、農業者年金事務等を行っています。農地法許可申請は第4条、5条を合わせて63件、5万8,240平米であり、昨年に比べ12件減、面積では

1万2,296平米の増でした。今年度は、太陽光発電設備のための申請が昨年の1件から6件に増えたことが特徴です。

農業委員会が行った農地パトロールでは、遊休農地は、昨年より約6ヘクタール増の約16ヘクタールでした。農業委員の改選もあり、調査の判断基準を一致させて行うようお願いします。

農地の一時転用は、昨年と同様15件でしたが、面積は約3万平米増の9万3,275平米でした。

農地利用権設定推進事業は、経営規模拡大を志向する担い手農家へ農地の利用集積を図るためのもので、貸し手224に対し、借り手113で、約62ヘクタールとなりました。また、農地バンクを活用して、登録面積の77%が有効活用されています。

中核的担い手農家育成奨励金交付金は、37人に対し343万6,000円でした。農地の利用権設定推進、耕作放棄地の解消と合わせ、引き続き支援をお願いします。

地域整備係は、上里西部土地改良区、上里土地改良区の事務を担当し、土地改良事業、土地改良区の施設の維持管理等を行っています。

西部土地改良事業については、25年3月に換地処分が行われ、8月に換地処分登記が完了しました。青地、白地の問題が残っていますので、対象地権者に対し誠実な対応が求められます。賦課金徴収は平成18年度から始まっていますが、少額の未収金が発生していますので、未収金を増やさないよう努力をお願いします。

上里土地改良区においては、老朽菅の漏水が大きな課題となっています。25年度は25件、1,188万5,000円の修理費を要しました。

一方で、相続などにより地権者の分散化が進み、賦課金の未納者が増大しています。平成24年度は、改良区役員と職員で未納者宅へ訪問して約160万円の納付がありました。25年度も2月に訪問徴収を計画していましたが、大雪のため中止となりました。未納金は25年度分で74名、37万3,918円、過年度分を合わせると642名、1,037万8,176円になります。

上里土地改良区は、施設の老朽化が進み、修理費の増加を予想して、26年度から維持管理費の均等割500円をなくし、反当たり300円を2,000円に引き上げました。未納者宅への訪問徴収は効果がありますので、改良区役員の名札をつけ身分を明らかにした上で、引き続き、組合員への理解も配慮しながら努力をお願いします。

次に、会計課の審査報告をいたします。

審査は10日の午前9時から行いました。

会計課は、会計用度係1係で、職員は4名です。

現金、消耗品等の出納管理や県収入印紙の売り捌き及び管理、毎日の収入票・支出票の事務処理、例月出納検査及び出納閉鎖後における決算の調整後、町長に報告を行う業務を担っています。決算のもととなる歳計現金、歳計外現金の記帳は、歳入9,236件、歳出1万9,399件、合

わせて2万8,635件です。また、歳計現金は、短期定期預金などの運用により、5万5,978円の預金利子を得て、基金についても、事業を見極め一部定期にするなどの運用によって218万6,837円の利子がありました。今後も、安全性と事業を見極めて的確な運用をお願いします。

口座振替については、職員の給与及び旅費全てが振り込みに変わり、公共施設の電気料金も10月から口座振替になりました。街路灯は一括前払い割引が年間で約35万円適用されるなど、経費節減とあわせ大幅な事務量の軽減が図られました。

消耗品については、一括会計課において購入し、各課が必要に応じ使用しています。コピー紙は、両面活用や電子文書活用で節約を促してきたようですが、利用額は約14万円の増でした。コピー紙の一括購入は、入札参加業者の中から選んでいるとのことですが、単価が割高なため、購入については、今後見直しを含めた検討が必要との意見が出ました。

県の収入証紙は、前年度の残紙が595万1,000円あり、年度中に436万1,000円売り捌き、残紙は159万円でした。毎日の売り上げと残枚数は、現金同等の管理をお願いします。

また、現金を扱う部署であることから、安全対策が重要であり、埼玉りそな銀行の窓口には、銀行によって防犯カメラが設置され、カウンター近くにはカラーボールが設置されています。今後は、もう少し範囲を拡大した防犯カメラの設置も検討し、引き続き事故防止に万全を期すようお願いします。

次に、議会事務局の審査結果を報告します。

審査は、10日の午前10時30分から行いました。

職員は、局長を含め3名で、監査委員事務局を併任しています。

議会事務局の予算執行率は99.09%であり、職員の人件費と議員報酬が中心です。

その他の大きな支出としては、会議録作成委託料と需要費の議会だより作成委託料ですが、それぞれ見積もり合わせが実施され、経費節減に努めています。今後、一部インターネット中継が検討されていますが、町民に議会への関心を持ってもらうためには、読まれる議会だよりなど議会議員の努力も必要です。

監査委員事務局は、平成24年度の決算審査及び平成25年度の定例監査、例月出納検査、代表監査委員による議会への決算書の報告等の活動状況の審査を行っています。監査委員事務局の予算は、委員報酬が中心のため、予算執行率は96.08%でした。

次に、総合政策課について報告します。

審査は、10日午後1時30分から行いました。

総合政策課は、総合政策係、財政係の2係で構成され、職員は8名です。

総合政策係は、総合計画、上里サービスエリア周辺地区整備事業、公共施設アセットマネジメント、広域事務、コミュニティ関係、地域公共交通、情報化推進等を所管しています。

上里サービスエリア周辺事業は、土地開発公社により、25年2月に上り線4区画についての分譲受け付けを行い、3区画の売却が決定しました。引き続き、完売に向け努力をお願いします。

公共施設アセットマネジメントについては、公共施設を一元的に把握し、将来の維持管理を含む費用負担を推計し、施設の活用方法を含めた検討をすることを目的に、平成23年度、庁内に公共施設見直し検討委員会を、24年度からは外部の有識者を入れた見直し懇談会を発足させ、25年度は2回の見直し検討委員会を開催しました。そこでの調査結果報告をもとに、26年度から町立図書館及び郷土資料館の管理を指定管理者制度に切り換えました。また、学校法人東洋大学に委託し「公共施設白書」「公共施設アセットマネジメントに関する研究報告書」の策定が行われました。

財団法人上里町勤労文化協会に施設管理及び事業の指定管理委託をしている勤労者総合文化センター、ワープ上里は、築20年が経過しており、25年度は不良箇所等約200万円の修繕を行いました。

地域公共交通関係では、本庄駅から神川町役場・神泉総合支所までのバスの運行に沿線4市町が補助金を負担しています。この額が年々増加傾向になっていましたが、25年10月から地域間幹線系確保維持国庫補助金の対象となり、前年と比べ約95万円の町負担が軽減しました。ちなみに、バスの利用者は、25年度は7万9,671人であり、若干増加しているとのことです。

定住自立圏構想の推進として、上里町は公共交通ワーキンググループに所属し、児玉郡市内での連携の可能性についても議論をしたとのことです。町でも巡回バスを含めた公共交通のあり方について検討していますが、住民の意見を踏まえ、早急に改善を図るようお願いします。また、上里町コミュニティ協議会の事務局を担当し、クリーンの日、明るい町づくり意見発表会、花いっぱい運動などの活動を推進し、コミュニティ意識の啓発に努めています。

財政係は、予算・決算関係に伴う交付税算定や起債などの事務と土地開発公社の事務を担っています。

平成25年度は、歳入歳出とも100億円を超え、過去最高となりました。

主な要因は、国営神流川土地改良事業負担金を一括払いしたこと、上里中学校校舎改築工事、小学校5校及び上里北中学校の空調設備設置工事、サービスエリア周辺道路整備などの大きな事業が重なったことによります。

町債の発行は10事業で、昨年より約7億円増の17億2,350万円であり、うち31.33%は臨時財政対策債でした。また、臨時補てん債や臨時財政対策債の現在高は約44億円であり、町債発行残高約80億9,000万円の55%を占めています。また、地方債を利率別に見ると、1.0%以下が50.77%、2.0%以下が45.96%であり、低利なものが全体の96.73%になっています。

25年度の公債費の償還は、元金、利子合わせ 6 億7,449万6,058円でした。公債費の償還見通しとしては、緊急防災・減災事業債の償還期間が10年間と短いことから、平成35年度までは償還金の増加が見込まれるとのことです。

基金については、財政調整基金は約 4 億円取り崩し、約 2 億円積んだほか、減債基金、教育施設整備基金、元金臨時交付金基金等を積み立て、現在高は、24年度末の29億1,864万7,000円から32億4,606万8,000円に増加しました。

今後は、民生費と公債費の増加が見込まれ、必要な行政サービスを維持するために、公共施設アセットマネジメントに取り組み、施設の維持管理費を抑制していきたいとのことですが、住民に情報を提供した上で、住民の意見を集約しながら検討するようお願いいたします。

なお、財政健全化法に基づく健全化比率については、各指標とも基準以下であり、赤字や資金不足はありませんでした。

次に、上下水道課について報告します。

審査は、11日午前 9 時より行いました。

この課は、庁内組織の再編に伴い水道課と下水道課を統合し、26年 4 月 1 日から住民の利便性の向上を図るため、役場庁舎内に上下水道課として設置されました。

係は、業務係、水道施設係、下水道係の 3 係で、職員12名と臨時職員 1 名です。

会計は、水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の 3 会計を担っています。なお、公共下水道特別会計は平成26年 3 月31日で廃止され、4 月 1 日から公営企業法の適用を受ける公共下水道事業会計に歳入歳出残高7,024万553円が引き継がれました。

業務係は、主に上下水道会計全般に関わる収納、収益、加入、その他業務関係全般を行っています。

水道施設係は、水道用水の供給と施設の維持管理を担っています。

水道事業の石綿管布設替え工事は、平成20年から29年までの10カ年計画の 6 年目であり、25年度末までに7,020メートル、52.6%が終了しています。また、22年から26年度までの 5 カ年計画の機械電気設備更新工事の進捗状況は、総工事費に対し90.57%が終了しています。

給水人口は、昨年に比べ126人減の3万1,516人、給水戸数は267戸増の 1 万2,199戸でしたが、有収水量は 6 万5,530立方メートル、率にして1.61%減の40万8,946立方メートルでした。

有収率は、平成21年の80.4%から年々低下し、25年度は74.90%となっていることは重大です。その原因としては、昭和40年代前半に布設した配管の継ぎ手部分の老朽化や、布設工事の際に発生土で埋め戻したために水道管に直接石が触れていることなどが原因のようです。そうした老朽管は、管全体の40.6%、90キロメートルであり、旧簡易水道区域の民地内の管も 9 キロメートルのことです。

また、自然漏水は、過去５年間、ほぼ同程度発生しており、25年度も130件でした。

水道事業の事業収益は、消費税抜きで５億5,177万5,154円でした。収益の中心である水道料金収益は４億8,560万6,320円で、前年より約963万円、1.9%の減少でした。戸数が増えながら売り上げが減っているのは、核家族化の増加や節水意識の高まりと節水機器の普及と同時に、大量に水を使っていた食品関連企業が11月から自前の井戸との併用に変わったことにより、町の水道の利用が約４割減少したことが大きな要因です。

また、25年度分の未収金は約2,162万4,000円であり、過年度と合わせると約6,383万6,000円になります。不納欠損も174万6,537円が処理されました。未納者の生活実態を把握し、適切な対応が求められます。

一方で、25年度水道事業会計の収支損益は6,686万8,570円の純利益を生じ、経営面では、前年度から累積赤字が解消されたところです。

安定した水の供給を行うためにも、有収率を高めるための漏水調査の工夫が必要です。地域を限定してメーターをつけるなど漏水調査方法の検討をお願いします。また、石綿管を含む老朽管の布設替え工事を計画的に行うこと、民地管は開発行為による建築・宅地造成工事に伴い公道へ布設替えを進めることなどに努めながら、県内でも安価でおいしい水を引き続き安定的に提供し続けられるよう、工事費と公債費のバランスを見極めて工事を進めるようお願いします。

下水道係は、公共下水道及び農業集落排水の工事と維持管理、合併処理浄化槽設置業務を担っています。

初めに、公共下水道事業ですが、当初予算を8,013万2,000円減額補正しましたが、執行率は62.4%でした。処理区面積は1,010ヘクタールであり、事業認可面積221ヘクタールのうち、25年度末までに供用開始となったのは148.4ヘクタール、整備率は67.1%でした。

接続率を高めるために相談会や戸別訪問などを行っているとのことですが、新規加入者は68件で、接続率は35.7%となっています。今後、神保原地域の住宅密集地が供用開始になった場合には、一定の加入が見込めるのではないかと思います。

管渠築造工事は、前年度約8,772万円、25年度8,569万5,000円と横ばいでしたが、第１期工事区間の工事期間は、数年前からの補助金減に伴い、当初計画より５年ほど延びることになりました。

一方で、受益者負担金、使用料合わせて480万9,000円の未収金が発生しています。歳出では、公債費が１億1,065万3,000円でした。25年度の町債発行が7,350万円ありますので、今後ますます公債費の増額が見込まれます。そのため、事業認可区域内の住民の合意形成を図るとともに、事業の見直しも検討すべきと考えます。

農業集落排水事業は、平成25年度の新規加入者はいませんでした。現在の加入状況は、62世帯180名です。

歳入は、使用料と一般会計からの繰り入れ917万5,000円であり、一般会計繰り入れが76.8%を占めています。

歳出は、農業集落排水施設維持管理事業572万1,000円と公債費537万円です。施設維持管理事業費のうち約123万円、19.3%は、大きな修理の発生を防ぐための機械の予備修繕に使われました。この事業の当初計画では470人を想定していましたが、現在の地域人口は、75世帯251人です。25年度は、死亡等により2世帯の加入者減となりました。この事業を教訓に、上里町では、他の農業集落排水事業の計画をやめた経過もありますので、当面は一般会計から繰り入れながら、施設が老朽化する時期を見据えた見直しが必要と思います。

次に、し尿処理事業の合併浄化槽設置事業ですが、今年度も汲み取り槽、単独槽からの転換に対し10基460万円を交付しました。今後も、生活排水による水質汚濁を防止し生活環境改善を図るために、合併浄化槽設置の促進をお願いします。

次に、総務課について報告します。

審査は、12日午前9時から行いました。

係は、秘書人事係、庶務係、管財契約係の3係であり、職員11名と地域安全安心まちづくり推進委員1名です。

秘書人事係は、職員の給与や研修、健康診断等職員に関する全般と町長の秘書、議会の招集、条例・規則などに関することを担っています。

平成25年度は、特別職の給与を前年同様に600万円減額し、職員の不祥事を受け止め、町長、副町長の給与3カ月の減額実施で32万7,000円の削減がありました。また、職員は、防災・減災事業、地域の活性化への対応で国からの要請により、7月から3月までの9カ月間で、約1,000万円の給与削減を実施しました。

平成25年度は、地域主権改革一括法により、多くの条例の新規策定及び一部改正等を合わせ117件の例規集の追録が行われました。また、縦書きの例規を公文書における主流の左横書きへの変換が実施されました。

25年度末の職員の退職状況は、定年退職6名、普通退職1名、県への復帰退職3名でした。また、年度途中の退職1名、懲戒免職1名がありました。

26年度職員の採用は、一般行政職7名、保育士1名であり、職員数は前年度より3名減の172名となりました。また、臨時職員は、フルタイム42名、パートタイム19名の合わせて61名が町長部局で雇用され、教育委員会部局の37名と合わせ98名の臨時職員が雇用されました。

庶務係は、表彰事務、文書・情報管理事務、広報発行事業、区長会を中心とした行政区運営

事業、選挙管理委員会、公平委員会、消防・防災・災害関係、防犯関係などを担っています。

郵便取り扱い件数は28万6,472通で、郵便料金は2,024万9,419円です。市内特別を利用するなど料金を安く抑えるよう努力していますが、課を超えて同時に発送できるシステムにするなど経費節減をお願いします。広報紙における有料広告では76万円の収納がありました。

選挙管理事務については、7月に参議院選挙が執行され、開票の効率において町村の部で全国1位となりました。10月に予定されていた3つの土地改良区総代選挙は、いずれも無投票となりました。また、26年4月執行の町長及び議会議員の選挙の準備が行われました。

災害対策事業では、24年度繰越事業で、避難所指定の老人福祉センター、長幡・中央保育園、長幡・七本木公民館の5施設の耐震診断を行いました。また、2月の大雪被害の対応と対策が行われました。除雪依頼は町内14業者に行い、39行政区に対し地区活動推進費を特別交付しています。

防犯まちづくり事業では、17区に対し上限5万円で、行政区が購入した防犯備品及び保険に対し3分の2の補助金が交付され、住民協働の防犯対策が定着してきています。長年の課題である区長定数と制度の見直しについては、地域によって工夫もあるようですが、前年度のアンケート結果を踏まえ、引き続き検討をお願いします。

次に、管財契約係ですが、庁舎内事務機器管理、財産管理、入札・契約に関する事務、工事等検査事務が主な仕事です。請負業者指名委員会及び入札事務件数は192件であり、随意契約110件、指名入札74件、一般競争入札8件を執行しました。うち電子入札は29件でした。また、25年度は庁舎2階の西半分を賄う空調設備機器の故障により、修繕工事493万5,000円が行われました。庁舎は築13年が経過していますので、予防修繕も含め万全な維持管理をお願いします。

続いて、税務課について報告します。

審査は、12日午後1時30分から行いました。

住民税係、資産税係、収納税係の3係で構成され、職員18名、県税OBの任期付き職員1名と納税推進員である臨時職員1名で税の賦課徴収事務を行っています。平成25年度一般会計の町税収納額は38億729万5,000円で、前年より3,472万2,000円減でした。現年・過年合わせた収納率は90.72%と前年より7.6%増となりました。減収の主な理由は、景気回復の不透明からの法人税の減少と法人税の実効税率の変更が大きく、固定資産税では、家屋は80件ほど増えたものの土地価格の下落が続いており、企業の設備投資抑制による償却資産の減少により固定資産税が減少しました。そのため、個人住民税、軽自動車税の増と町たばこ税が県との配分率変更したことにより増額したものの、補いきれませんでした。

国民健康保険税については、現年度分は約6億2,830万4,000円であり、前年より約2,766万円の増で、過年度分は約625万9,000円減の約6,571万4,000円でした。収納率は67.53%であり、

前年の1.21%の増となりました。

平成25年度は、コンビニ収納が導入当初の目標である20%を超えました。それに伴い手数料も126万円と増加しています。手数料は1件当たりコンビニ収納60円、口座振替10円ですので、口座振替拡大を図り収納率を高めるようお願いします。

また、納税推進員は、賃金190万円に対し2,159万円を収納しました。

また、平成25年度は、緊急雇用創出基金事業により、現年度分の滞納を防止するため、納税慫慂を図りました。100%県費補助事業で、平成26年1月から3月までの3カ月間の通話件数は2,012件でした。この事業は26年度末まで続きますが、様々なアプローチの一つとして、状況把握はできるものの経費に対する効果がつかみにくいため、継続については検討が求められます。

しかし、25年度の滞納者数は前年度より337名減の2,693名となり、2年続けて3,000人を切り、減少傾向にあります。「取るべきは取り、落とすべきは落とす」という考えのもと、財産調査を行っているとのことですが、25年度は職員が1名病欠で不足だったため、調査は昨年より少ない628名に行いました。うち差し押さえに至ったのは108名で、1,965万円を収納し、差し押さえによる不動産1件をインターネット公売し、398万円を収納しました。

収入未済額は、町税3億5,664万3,000円、国保税3億1,327万2,000円、合わせて約6億7,000万円です。また、不納欠損は、町税・国保税を合わせ5,348万円でした。町税の滞納者のうち約3割は町外在住者とのことです。

25年度は、国保税は条例改正で約3,000万円の増額を見込んでいましたが、収納率と平均所得が若干落ちたため、前年に比べて2,140万円の増収でした。また、国保加入世帯のうち、法定軽減の対象者は38.63%であり、前年より4.63%増となりました。

税務課は若い職員が多く、滞納処分等の知識や経験を引き継ぐ必要があるため、県税OBを活用し職員を育成するなど、今後も納税対策の努力をお願いします。また、例年7月の広報で早目の納税相談を呼びかけていますが、さらに努力され、相談を通して生活実態の把握をできるようお願いします。

最後に、まち整備環境課について報告いたします。

審査は、16日午前9時より行いました。

まち整備環境課は、建設管理係、都市計画係、生活環境係の3係から成り、職員は13名です。また、課付として1名を本庄県土整備事務所に派遣しています。

建設管理係は、建設管理業務全般、施工管理、維持補修、道路設計、境界査定、登記業務等を行っています。

25年度の主な事業は、平成24年度繰り越し分も合わせ、上里サービスエリア周辺地区の道路

整備、上里スマートインターチェンジ周辺のアクセス道路の整備を実施しました。また、上里スマートインターチェンジの27年度開通を目指し、本体工事に関する道路詳細設計の策定を行っています。

国道・県道の整備では、国直轄事業の国道17号本庄道路について、神流川橋架け替え区間の整備に着手し、11月に起工式が開催されました。県事業では、県道児玉新町線の測量調査が行われました。主要道路藤岡本庄線から三田地域を横断し、上里鬼石線にアクセスする都市計画道路古新田四ツ谷線の12月19日供用開始に当たり、道路表層の舗装や区画線、道路案内標識の設置工事を行っています。

このほかに、24年度繰り越しの国庫補助事業で老朽化した舗装の打ち替えを2カ所1,567メートル、地元要望に基づく道路拡幅等道路改良は7地域1,770メートルを実施しています。

なお、道路改良等地元要望は、平成2年から26年7月現在で159件であり、対応済みは3割とのことです。引き続き内容を整理して、優先すべきものや地域の協力がとれているところなど早目の対応をお願いしました。

通勤時の渋滞等で、長年の課題であった児玉工業団地アクセス道路整備に向け、25年度は用地測量、地籍測量図の作成を実施しています。また、生活道路等の小規模な舗装修繕工事、街路樹剪定、側溝清掃、土砂の片付け等、道路環境の維持を図ってきました。開発行為などに伴う個人・法人による境界線測量の立ち会い件数も、25年度は120件と、例年より20件ほど増加しました。

都市計画係は、開発業務、建築確認、公園・町営住宅管理等を担っています。

25年度の開発事務は、共同住宅、店舗、福祉施設等20件でした。新規事業として、木造住宅耐震化支援制度を実施しましたが、問い合わせはあったものの利用者はいませんでした。さらなる周知をお願いします。

神保原駅南の無料駐輪場は、25年4月から民間業者に貸し付け、民営有料駐輪場として運営され、放置自転車などの問題も改善しています。今後は、月1万円の土地使用料について、収支の状況を掴んで検討していきたいとのことでした。

駅北の駐輪場、駐車場施設の管理は、財団法人上里勤労文化協会に指定管理委託していますが、実際に管理に当たっているのはシルバー人材センターであることから、指定管理の見直し検討をお願いします。

公園管理事業は、例年どおりですが、25年度は、町内にある70カ所の都市公園、小公園、児童公園について、安全性確保と効率的な管理を目的に公園台帳整備が行われました。また、駅南街区公園1号・3号基本計画策定業務を委託するに当たり、地元の人を含む26名によるワークショップを2回開催し、公園整備基本計画を策定しています。

上里ゴルフ場は、若干利用者が増加傾向にあるようです。株式会社さいたまリバーフロンティアから得た使用料としての収益から地権者や県への借り上げ料等必要経費を除いた額を、平成21年度から積み立ててきた基金は、25年度末で1億6,221万円となっていますので、基金を活用し計画的な用地購入をお願いします。

町営住宅の管理については、25年度、3戸の空き家募集を行い、応募倍率は4.67倍でした。入退去に伴う修繕その他に170万円、その他改修工事費に約278万円、合わせて448万円の支出でした。

また、住宅及び駐車場使用料の未収金は約788万9,000円となっています。滞納が増えないよう分納等相談の実施をお願いします。

生活環境係は、交通安全、清掃、廃棄物、公害、狂犬病、環境、墓地などの業務を担っています。

平成25年度は、上里町の人口1,000人当たりの人身交通事故発生件数は県内ワーストワンであり、交通安全対策は重大な課題です。25年度も、反射鏡や防犯灯の設置、保育園や小学校での交通安全教室、街頭での啓発活動を実施してきましたが、引き続きお願いします。

防犯灯の管理は、25年度、2,544基を電気代の削減と効率よいメンテナンスを目的に、工事・維持管理を一括して行うエスコ事業によりLED灯に転換しました。今後、エスコ事業後に町が新設した防犯灯についても一括管理ができるよう検討をお願いします。

住民からの苦情処理としては、スズメバチ、アシナガバチ等の駆除要望が38件、雑草、樹木、不法投棄等の環境苦情114件、野焼き、騒音など公害苦情24件、合わせて176件が寄せられました。

公害対策としては、河川の水質検査、ダイオキシン類濃度調査、空間放射線量測定が行われました。25年度の空間放射線量測定機貸し出しは4件でした。

また、児玉郡市広域市町村圏組合に対し、保健衛生施設運営事業負担金712万8,000円、清掃施設運営事業負担金1億9,372万8,000円を繰り出しています。

リサイクル活動団体は、昨年より2団体増え33団体になりましたが、リサイクル収集量は減量しました。

一方で、行政区で行っている資源ごみ分別収集量の家庭ごみは前年より減量したものの、事業系を含めると若干増量していますので、引き続き、ごみの減量化の意識啓発をお願いします。

以上、各課別に審査を行い、それらをもとに9月18日午前9時より委員会を開催し、決算審査の総括審議を行いました。

その結果、当委員会に付託されました平成25年度の各会計の決算については、全て認定すべきものと決定しました。

以上をもって総務経済常任委員会における平成25年度の決算審査報告とさせていただきます。

○議長（植原育雄君） 以上で総務経済常任委員会委員長の審査報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前10時10分再開

○議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続行します。

文教厚生常任委員会委員長植井敏夫議員。

〔文教厚生常任委員長 植井敏夫君発言〕

○文教厚生常任委員長（植井敏夫君） _____

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 55 分休憩

○議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま文教厚生常任委員長植井敏夫議員より体調不良による欠席届が提出されましたので、

報告いたします。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長報告については、上里町議会委員会条例第11条1項により文教厚生常任委員会副委員長飯塚賢治議員が代わりに報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長植井敏夫議員に代わり、文教厚生常任委員会副委員長飯塚賢治議員が報告することに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長植井敏夫議員から、体調不良により委員長報告に誤りがありましたので、委員長報告を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、文教厚生常任委員会委員長植井敏夫議員が報告を行った委員長報告について取り消すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり委員長報告について取り消すことに決しました。

続いて、文教厚生常任委員会委員長報告について副委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 文教厚生常任副委員長の飯塚賢治でございます。

当委員会に審査の付託を受けました平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同介護保険特別会計歳入歳出決算、同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、担当されている町民福祉課、学校教育課、学校建設室、学校教育指導室、図書館、郷土資料館、生涯学習課、中央公民館、健康保険課、子育て共生課、高齢者いきいき課、老人福祉センターの決算審査を去る9月9日から16日までの期間において、担当課長及び担当職員の出席を求めて、決算書及び附属資料、決算説明書等をもとに説明を受け、質疑等を行い、慎重に審査を行いました。

なお、当委員会に付託となった平成25年度各会計の決算については、認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

以下、各課（室）等の概要について、審査を行った順に報告をさせていただきます。

初めに、町民福祉課の事業概要について報告いたします。

町民係は、各法令に基づく、戸籍・住民基本台帳事務、印鑑登録・証明書等の発行事務、人

口動態等の統計事務、相続税法に関する報告、埋葬許可及び犯歴等の身分に関する事務を行っております。

近年、日本人と外国人、外国人相互の渉外的届出事件が増加しており、戸籍事務は複雑化している現状です。こうした事務は、前例がない場合が多く、処理には知識と経験が求められており、知識豊かな職員の配置が必要となっている現状です。

住民票や戸籍謄・抄本等不正請求の早期発見や抑制を目的とした本人通知制度の事務も行っています。

また、平成25年度の出生届け出件数は200件ほどと、年々減少している実態があります。町民の人口等については、様々な資料や行政施策に活用されていますので、数値の推移はより重要となっています。

今後も引き続き、町民生活に不可欠な戸籍・印鑑登録等の届出・証明交付事務が正確・迅速に処理できるよう取り組んで、住民サービスの向上を図るよう努めております。

次に、社会福祉係の社会福祉総務事業では、民生委員・児童委員及び保護司会の事務局、町社会福祉協議会との連絡調整、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭、社会を明るくする運動等、町民福祉のための各種事業を行っております。

民生委員・児童委員は、平成25年度に一斉改選の年でした。新たな委員の皆様を加え、平成26年3月末で57名、主任児童委員3名の60名の方が厚生労働大臣より委嘱を受け、町民福祉のために御尽力いただいております。

障害福祉関係では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）により、障害者の方に日常生活や社会生活への相談事業や各種サービスなどの助成・補助事業を行っています。また、障害支援区分を認定するための障害者支援区分認定審査会を月1回開催しています。

社会・経済状況の変化などに伴い、住民生活における福祉課題が複雑・多様化している中で、生活保護や精神障害に関する相談件数が増加しております。また、1件の相談や調査に費やす時間が長く、職員の負担が増大していることや一部の事務では専門的知識が必要となっております。

平成25年度の決算額では、生活介護や施設入所支援などの障害者自立支援給付事業や在宅重度心身障害者手当支給事業が主なものとなっています。

なお、平成26年2月14日、15日の大雪により、住宅や附属建物の半壊や全壊に対して災害見舞金を支給しました。

次に、学校教育課、学校建設室、学校教育指導室の事業概要について報告いたします。

学校教育課では、教育委員会の事務局としての事務、児童・生徒の就学事務、要保護・準要

保護就学援助事業、教職員の人事異動事務、幼稚園就園奨励費交付事業、教育備品等の購入、小・中学校施設の保守・点検業務の発注等の事務を担当しております。

学校建設室では、小・中学校校舎及び体育館の耐震化事業に取り組んでおり、上里中学校校舎棟改築・解体事業が完了し、昨年12月2日より授業を開始し、生徒が安心して学習できる環境が整いました。

耐震化事業と老朽化対策事業として、長幡小学校体育館改修工事及び七本木小学校体育館改修工事を実施しました。また、熱中症対策として、上里中学校については改築工事により校舎棟に空調設備を設置し、上里北中学校、小学校5校についても空調設備を設置するなど、小・中学校の耐震化事業とともに、学校施設の老朽化に伴う施設修繕等を担当しております。

学校教育指導室では、各小・中学校の学校運営、研究委嘱・県教育指導担当訪問等の調整、就学指導、教職員の人事異動及び研修・指導、いじめ・不登校の未然防止のための教育相談、学校サポート事業として学力向上指導員等の配置、国際理解教育の一環として中学生体験活動研修事業参加者の審査・指導を行っております。

最初に、奨学資金貸付事業につきましては、経済的な理由により学資支出困難な世帯に対して行われるものであります。運用としては、貸付返済金により貸付事業を運用しているものもありますが、未済金もあることから返済相談など行っており、分割納付や返済計画の相談に応じている状況であります。職業不安定による未返済者の状況など把握に努めて、回収に努力していただき、事業が円滑に進み、充実するよう望むものであります。

中学校のクラブ活動においては、スポーツ少年団時代に活躍した子供が中学生になるとクラブがないため、利用できない実態があります。指導者の育成とともに拡充を望むものであります。

小学生のヘルメット着用については、夏の暑さもありますが、上里町では交通事故が多いため、児童の安全を確保することが最大の目的であると考えております。ヘルメットのひも部分の金具が笛として使える機能もある製品等もあり、命を守るヘルメットに防犯的機能を持ったヘルメットを検討してはどうかなど意見を述べました。

上里町中学生体験研修参加費補助事業については、国際理解教育として、今回5名の参加者がありました。全員が海外研修に参加となっております。子どもたちには将来の夢がありますし、海外への語学研修を通して、優しさなどの人間形成に役立つと思いますので、広く参加者を募集して充実していただきたいと思います。

給食センターの食材の購入についての意見であります。埼玉県特別栽培農産物認証制度による特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき生産された農産物であることを埼玉県が認証する制度がありますが、その認証制度を利用して、より化学合成された農薬及び肥料の使

用を低減した野菜の購入量を増やすよう教育委員会を通じて要望をいたしました。

給食センターでは、多量の食材を長期間安定して確保していかなくてならないという課題もあるため、難しさがありますので、検討していただきたいと思います。

不登校対策につきましても、教育相談や各学校での取り組みを充実させ、さわやか相談員、スクールカウンセラー、児童相談員等を活用し、多感な児童・生徒への支援について取り組みを進めていただきたいとの意見が出されたところであります。

学校施設維持管理におきましては、維持修繕工事等が多くなっており、全体的な老朽化など配慮した施設整備を望むものであります。

次に、図書館、郷土資料館についてですが、図書館運営事業では、主要業務として利用者のニーズに合わせた図書などの選定及び購入、貸出・返却業務や郷土・行政資料の収集・保存も行っております。また、利用者からの各種調査相談業務にも積極的に対応している様子がうかがえます。図書などの購入については、限られた予算の範囲での対応には苦しい状況ですが、他館との相互貸借の制度を十分に活用して不足分を補っている姿が見られました。不明本対策にも注意を払って減少するよう努力しています。

また、各種広報活動や支援活動も積極的に実施しております。特に各小学校へ訪問しての読み聞かせや本の紹介、さらに学級単位の団体貸し出しについては、学校図書の不足分を補う取り組みとして各学校から高く評価されています。また、生後7・8カ月児健診時を利用したブックスタート事業や定期的な幼児向けの絵本の読み聞かせなども実施しています。学校訪問や幼児向け読み聞かせについては、ボランティアグループと連携して行われております。

図書館は、平成26年度から指定管理者が管理運営していますが、これらの事業は引き続き実施されているので、今後も期待したいと思います。

郷土資料館では、上里町の原始・古代からの貴重な資料を収集・保管・調査を行っています。また、通常の展示活動や特別展のほかにも、町内の各小学校を中心に体験教室や郷土史についての出前授業などを活発に行っており、資料の活用にも力を入れている姿が見られます。今後も充実を図りながら、継続的に推進してもらいたい事業です。

本庄児玉広域観光開花事業においては、中山道沿いに文化財説明板・案内看板を設置し、中山道の散策に訪れる人たちに歴史情報の提供に役立てられています。あわせて、手持ち式解説パネルも作成したので、活用をはかっていただきたいと思います。

平成27年度には、スマートインターチェンジが開通の予定なので、文化財を織り込んだ観光コースの設定や豪族の居館が発掘された堤調節池グラウンドに、遺跡のPRの表示等を考えていただきたいと思います。

町指定無形民俗文化財である獅子舞、かぐらなどの継承については、近年の社会環境の急激

な変化や娯楽の多様化の中で難しくなっているのが現状ではありますが、郷土史の一部として後世に伝えていくことは大事なことです。現在、保存・伝承に携わっている保存会の方々には、日ごろの練習成果を広く町民の方々に見ていただく発表の場を増やすことが大事であると考えます。

また、町指定有形文化財の中でも樹木や年数を経ている建物については、今後も保存活動に努力していただきたいと思います。

続いて、生涯学習課、中央公民館について報告いたします。

生涯学習は、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などのあらゆる活動を通して、多様な機会・方法により展開されていますが、生涯学習課では、生涯学習係、スポーツ振興係、公民館係の3係で、町民一人一人が生きがいのある充実した生活を送るために、これらの学習活動全体を支援する事業を推進しています。

町民の生涯学習に向けて、現代社会の変化に対応した住民のニーズに応じた学習「いつでも、どこでも、誰でも」が学べる地域社会を構築し、潤いと生きがいを持ち、心豊かな充実した人生を送れるよう、引き続き学習の機会の提供と支援に向けて、さらなる努力をしていただくよう望みます。

平成20年度に上里東小学校で開始された「のびっ子教室」は、平成24年度からは賀美小学校も加えて、現在2校で実施しております。放課後に教育活動サポーター等の指導のもと、異年齢の子どもたちが、創作活動や様々な遊びを通じて、思いやりの心や協調性を育てるもので、保護者からは高い評価を得ております。

また、わんぱく合宿塾については、子どもたちが親から離れて異年齢での共同生活を体験するもので、子どもたちの感想文の内容を聞いても好評で、大変意義のあるものと考えます。今後も、保護者の期待に応えられるよう、引き続き頑張りたいと思います。

次に、人権教育に関してですが、町の人権施策の見直しが行われ、今後はより一層いろいろな角度からの人権問題を考え、主体性を持って推進していただきたいと思います。

次に、スポーツ振興ですが、町民体育祭や乾武マラソン大会などの事業の実施のほか、体育関係団体の育成も行っております。新たに制定された「こむぎっち体操」は、全町民に向けて普及・推進にさらなる努力をしていただきたいと思います。

町の体育施設については、老朽化により設備の不具合等が出てきております。利用者に不便を来さないように計画的な修繕や改修を行っていただきたいと思います。

公民館関係では、生涯学習の最前線として、生涯学習にふさわしい魅力と活力のある学級・講座を設けて、地域の特性を活かした人づくり・地域づくりの事業を実施しております。

各地区公民館と中央公民館が密接に連携し、公民館まつりやせせらぎ大学・サルビア学級の

講座や明るい地域づくり推進事業として、研修会、講演会を開催しております。今後も、生涯学習にふさわしい魅力のある事業の実施に向けて、さらなる努力をしていただきたいと思います。

続いて、健康保険課について報告します。

健康保険課につきましては、医療年金係と健康推進係（保健センター）の2係で幅広い業務を担当しております。

健康推進係（保健センター）においては、国庫補助金では、がん検診推進事業に係る保健事業費補助金、県補助金では、妊婦HIV抗体検査公費負担の助成に係る母子保健事業費補助金、健康増進事業補助金等が主な歳入となっております。

歳出につきましては、健康推進系の事業費のうち予防対策事業費が6割を占めており、BCGの対象年齢の拡大、大人の風疹予防接種費用の新規助成事業となっております。

続きまして、主要事業について報告します。

予防対策事業では、予防接種法に基づき定期予防接種を実施しているところですが、任意予防接種の助成事業でありましたb型インフルエンザ菌（ヒブ）、小児肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンは、予防接種法が改正となり、定期接種として実施しております。

次に、健康増進法に基づく歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診等の検診事業が実施されました。がん検診については、受診率50%を目標に、平成21年度より節目年齢の方を対象に、子宮・乳・大腸がん検診が無料で受けられる無料クーポン券を配布しておりますが、胃がんにおいては9%、大腸がんは15%、子宮頸がん・乳がん・肺がんが20%代で受診率は向上しているが、国の示している目標には届かない状況が続いております。社会の高齢化や食生活等の欧米化等により前立腺がんの罹患率が増加しており、任意事業といたしまして前立腺がん検診を平成24年度から取り組んでいるところです。

今後、がんの早期発見・早期治療のために、一人でも多くの方に検診を受けていただくことが重要であることから、さらなる充実を願っております。

また、救急医療体制については、保健医療圏ごとの保健・医療体制で実施しているところです。町は、熊谷・深谷・本庄市児玉郡3市4町から成る北部医療圏に属し、急速な高齢化が進み在宅医療の増加が見込まれ、小児救急の要請も高まっている状況ですので、地域医療体制の充実を図っていく必要があります。

次に母子保健事業ですが、少子化対策の一環として妊婦健康診査の公費負担の助成が行われており、妊婦の健康を守り、元気な赤ちゃんを出産するための支援として、重要な施策となっております。

また、母子保健法に基づき、乳幼児健診・相談事業を毎月実施し、個々のケースに応じた保

健指導に結びつけております。

発育発達の遅れが疑われる幼児に対して、小集団での遊びを通して子どもの発達を支援する「親子教室」、発育発達につまずきのある乳幼児のよりよい成長発達を促し、家族の保育上の負担軽減を図るために、専門職による「うさぎちゃん広場」「ことばの相談」「うごきの相談」を実施しております。新規事業といたしまして、発達障害児の早期発見及び支援を行うことを目的に、5歳児健康相談を実施いたしました。

育児不安を抱く母親と子どもたちのよりよい成長の支援をさらに充実させるよう願うところです。

また、近年、児童虐待やDVといったことが大きな課題として取り上げられております。乳幼児健康診査未受診者に虐待のハイリスク者が隠れているため、虐待の早期発見とその予防の目的で、家庭訪問や、就園している子どもについては園から情報を得て、安否確認を行っているところです。

次に、保健師設置事業、保健センター運営事業ですが、それぞれ順調に事業への取り組みが行われたところですが、健康推進係は、保健師が保健センターへ集約化されることにより、町民の健康保持増進の拠点としての役割を発揮できることを期待されております。

これから高齢化社会を迎えるに当たり、保健センターの果たす役割がますます重要な位置づけとして認識されつつあり、保健師等の適正な人員配置も考慮した、さらなる保健衛生事業の充実が新たな時代の要請として強く望まれていると確信しております。

次に、医療年金係では、重度心身障害者やひとり親家庭、子ども医療費などの医療費助成事業、国民年金の資格の取得・喪失届の受け付けや制度周知などの事務、国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格の取得・喪失届の受け付けや保険給付事務、特定健康診査事業などを実施したところです。

なお、平成25年度から、県より未熟児養育医療の助成事務が移譲されています。

重度心身障害者の方やひとり親家庭の方の経済的負担を軽減するための医療費助成や乳幼児から中学生までの子ども医療費の助成により、子育て家庭等の経済的負担の軽減措置を図っているところですが、医療費支給額については年々増加傾向にあります。特に、子ども医療費については、中学生まで制度拡充したため、町単独の医療費支給額が制度拡充前より6,000万円を超える状況にあります。

国民健康保険特別会計では、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金などが年々増加し、町の一般会計から赤字補填分として多額の繰り出しをしてきたところですが、平成25年度は、前期高齢者交付金の増などにより3,000万円ほどの繰り出しとなったところです。今後、国民健康保険の健全な財政運営を図るために、給付と税の適正な賦課を検討していく必要があると

思われます。

また、国民健康保険では、負担の公平性を図るため、平成25年度も国民健康保険税の滞納者へ、被保険者資格証明書56世帯、3カ月の短期被保険者証83世帯、6カ月の短期被保険者証80世帯を交付対象世帯としております。

平成26年6月末の交付状況は、被保険者資格証明書を19世帯、3カ月短期被保険者証を74世帯、6カ月短期被保険者証を63世帯の方に交付しております。滞納者へのきめ細かな対応により負担の公平性と収納対策につながるよう期待するところです。

その他、町民の健康を守り医療費の抑制を図るべく、生活習慣病の早期予防対策として特定健康診査・特定保健指導を実施しているところであります。

平成25年度の受診者数は、集団健診及び人間ドック等を含め、平成26年5月末時点で1,860人、受診率は32.7%という状況であります。この受診率は年々向上していますが、目標の60%を達成するために、健診体制の整備など受診率向上の対策に取り組んでいかなければならないものと思われます。

次に、後期高齢者医療制度については、町では、資格の取得・喪失の手続や保険証の交付事務、保険料の収納事務などを行っています。

後期高齢者医療保険には、平成26年3月末時点で2,886人の方が加入していますが、保険料については、現年分の調定額1億4,038万4,480円に対し収納額1億3,968万9,870円、収入未済額は101万5,140円と、徴収率は99.28%の状況であります。滞納者数は47人となっております。また、滞納繰越分の調定額135万4,595円に対し収納額は36万1,704円となっており、時効により9人の滞納者の保険料29万5,405円を不納欠損し、収入未済額69万7,486円、徴収率は26.70%となっている状況です。この保険料の滞納額も年々増加傾向にあり、滞納が増えないよう適切に対応していく必要があると思われます。

なお、後期高齢者医療保険では、保険料滞納による被保険者資格証明書や短期被保険者証の該当者はありませんでした。

続いて、子育て共生課について報告します。

子育て共生課は、子育て支援係、人権・男女共同参画係、児童館、保育園、男女共同参画推進センターの業務と各施設の管理運営を担当しております。

初めに、保育園事業関係の入所状況は、中央・長幡保育園とも定員60名ですが、国の保育所定員の弾力化により、昨年4月1日現在、中央保育園67名、長幡保育園71名、計138名、本年3月末現在、中央保育園73名、長幡保育園73名、計146名の入所であります。

また、子育て支援事業として一時的な保育需要や緊急時の保育需要に対応するため、一時的保育事業等を実施しており、年間延人員で中央保育園320名、長幡保育園278名、計598名の利

用がありました。

様々な保育需要が増加している中で、正規職員数に対し、臨時職員数が多いので、今後も職員体制の整備を図るとともに、就労形態の多様化に伴う住民の要望に応えるよう取り組みをお願いします。

次に、児童館であります。児童館の入館者数は、大人4,111人、幼児2,879人、小学生8,184人、クラブ生4万2,371人、中学生116人で、5館合計延べ人数で5万7,661人です。年間入館者に占める割合は、クラブ生73%、その他27%でありました。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、18歳未満の児童が健全な遊びを通して、健康を増進し情操を豊かにするという目的で設置されています。その目的を達成するために、幼児・小学生対象の事業展開を行っています。また、友達との交流を深める目的でのふれあい行事、季節行事など、様々な教室等を実施しています。事業がないときには子ども達が集い、主体的に遊べる場として機能しております。引き続き、健全な遊びを通して子どもの成長を支援していただきたいと思います。

次に、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ関係ですが、原則として小学校1年生から3年生を指導しており、H26年3月末のクラブ生は、七本木児童館34人、東児童館59人、長幡児童館28人、神保原児童館36人、賀美児童館51人です。この事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない場合、授業の終了した放課後及び学校休業日に家庭にかわる生活の場を確保し、児童の健全育成を図るための事業でありますので、今後とも積極的に事業を推進し、仕事と子育ての両立できる支援をお願いします。

次に、子育て支援係では、児童福祉、放課後児童対策、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給、保育所委託事業及び助成事業、次世代育成支援事業、青少年健全育成事業、児童虐待防止に関する対応業務などを担当しています。

児童手当で支給事業については、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援する制度であり、ゼロ歳から中学校修了前の児童を養育している者に支給する事業であるが、支給に関する事務については、児童手当事務処理規則に基づき適正に行っていただきたい。

放課後児童対策事業については、公立5館と民立3館で、県内でも他にない体制が整備され、事業が実施されています。なお、民立3館においては、環境改善事業として県補助金が投入され、施設整備が行われており、今後についても県補助金等の活用について、民立3館に周知をお願いいたします。

保育事業としましては、入所について、4月時点では待機児童はゼロでしたが、町内6園以外に、管外の25園に月平均128人が通園している状況です。各保育園の定員数ですが、萌美保

育園90人、ひまわり保育園130人、安盛保育園150人、めぐみ保育園90人、中央保育園60人、長幡保育園60人、合計580人となっています。

平成25年度に町立保育園の耐震診断を実施し、判定結果はI s 値（構造耐震指標）が、長幡保育園0.04、中央保育園0.24で、基準値とされる0.60と比べてかなり低い結果となっています。耐震診断結果を受けて、庁内プロジェクトチーム・作業部会等で検討を行い、園児の安全確保を優先するために仮設園舎の建設が決定されました。今後、本園舎建設に向けては、限られた財源の中で、様々な保育ニーズへの対応も含め、長期的展望に立った検討をお願いします。

保育料の収入未済額947万円、児童数117人、保護者89人、滞納者の保育料階層区分では、AからD14まで18階層ありますが、ほとんどの区分に分布となっています。保育料の滞納者に対する徴収業務は、受益者負担の公平性の観点から、差し押さえも含め引き続き努力されたい。

次世代育成支援事業については、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など、少子化対策事業として順調に実施されております。

平成25年度は、子ども・子育て支援事業計画策定に伴う、保育や子育て支援等のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

また、近年、増加している児童虐待防止に関する対応業務については、要保護児童対策協議会を設置し、児童虐待に対する対応を図っており、今後においても関係機関と連携して、児童虐待を防止するために努力をお願いいたします。

青少年健全育成事業については、青少年健全育成町民会議・青少年問題協議会を軸として、社会を明るくする運動の街頭啓発、青少年非行防止夜間パトロールを実施し、非行防止に努めていきたい。

次に、人権・男女共同参画推進係では、人権施策の見直しに関連して、隣保館集会所の処分取り消し等請求事件、隣保館解体差しとめ請求事件の2つの訴訟が起こされ、その対応に取り組んでおります。

隣保館解体工事については、12月に着手しましたが、特別管理作業廃棄物（アスベスト）の増加による変更契約、事故繰越の手続きを行い、平成26年6月13日に完了いたしました。

また、住宅貸付資金償還業務については、貸付者は192人で、うち164人がすでに償還を終了しており、残り28人が返済中です。収入未済額は7,302万円となっています。公平性の観点からも滞納者への適切な対応をしていき、滞納整理にさらなる努力をお願いいたします。

次に、男女共同参画推進センターであります。男女共同参画事業として講演会や各種講座、各種セミナーを開催しており、また、弁護士・専門員による女性の悩み相談、館の利用貸し出し業務及び公民館・児童館との合同で男女共同参画推進センターまつりが10月に開催されております。平成25年度のセンター利用者数は1万817名（女性6,864名、男性3,953名）で、昨年

と比較して利用者数は943名減少していますが、利用団体数は433団体と、15団体増加しています。今後も、広くたくさんの方に有効活用していただくような運営を図っていただき、地域住民のふれあいの場として、今後とも積極的な活動をお願いいたします。

続いて、高齢者いきいき課について報告いたします。

高齢者いきいき課においては、高齢介護係、地域包括支援係の2係で業務を担当しております。

高齢介護係については、高齢者福祉の老人生きがい事業では、長寿を祝うために75歳以上の高齢者2,961人に敬老記念品の配布、結婚50周年の金婚式典に24組の出席、高齢者の生きがいづくりや明るく住みやすい地域社会づくりを目指して、25単位老人クラブ、会員1,833人の活動の育成や補助金の交付助成、高齢者の生きがい活動、就業機会の確保・提供のために、公益社団法人シルバー人材センター会員205人への運営費の補助事業を行っています。

老人福祉事業については、賀寿の77歳、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の高齢者のお祝いとして敬老長寿祝い金663人への支給、在宅の要介護4と5の高齢者を介護する介護者46人に、介護に対する慰労としての手当を支給する要介護高齢者介護者手当事業、身体上、または精神上の障害等により在宅における生活に支障があり、養護者がいない高齢者2人を養護老人ホーム2カ所に措置する老人保護措置委託事業、巡回バス委託事業等を行っています。

また、巡回バス委託事業については、平成24年4月23日より巡回コースを見直し、従来の3コースから6コースに変更、一周する時間を短縮し、停留所の移設・新設を行い、大型商業店舗に停留所を設けるなど、高齢者の買い物支援対策を行いました。利用者数は、見直し前は1年間で、延べ9,500人前後で推移していましたが、見直し後は、延べ1万人を超える利用者数で、平成25年度の延べ利用者数は1万1,816人で、前年度より19人の減少となっています。運行日数は242日で、1日当たりの利用者数は48.8人となっており、利用者数の減少は、かみさと荘のお風呂が休止した期間が影響しているものと思います。

なお、巡回バスについては、バスの老朽化、利用者の固定化、巡回コースの見直しなどを含め、今後のあり方を検討する時期であると考えております。

続きまして、老人福祉センターかみさと荘については、平成18年度から指定管理者制度に基づき、上里町社会福祉協議会が施設の維持管理及び運営を行っています。

平成25年度のかみさと荘の延べ利用者については1万6,154人で、前年度と比較しますと1,285人の減少となっています。利用者数の減少については、平成25年8月8日から9月25日までの間、ボイラーの故障修繕のため、お風呂を休止したことによるものと考えられます。

開所日数は242日で、1日当たり平均66.75人が来所している状況であり、高齢者の各種相談事業、健康増進事業、レクリエーション等を行い、高齢者の憩いの場、コミュニティの場とし

て活用されています。

また、施設の維持管理では、施設の老朽化に伴う維持補修が行われていますが、昭和50年6月に開所し、39年が経過しているのが現状です。平成25年度に耐震診断を実施し、判定結果は、I s 値（構造耐震指標）が0.58で、基準値とされる0.60に若干満たない結果となっています。

老人福祉センターは、施設の老朽化、耐震診断の判定結果による耐震補強などの将来的な方向性について検討する時期であると考えます。

いずれにいたしましても、高齢者の憩いの場として快適に利用できるよう、施設の維持管理及び運営について今後も努力されますよう要望します。

続きまして、介護保険特別会計について報告します。

平成25年度は、第5期事業計画の2年目で、年間の介護保険料の額は、第4期事業計画よりおおむね30%の増となり、基準額であります第4段階の保険料の額は、4万800円から1万2,300円増の5万3,100円となりました。

平成25年度3月末の第1号被保険者数は6,592人で、前年比303人、4.8%の増で、高齢化率にあっては20.92%となり、前年度より1.08%の伸び率となっております。また、要支援・要介護の認定者数は942人で、前年比39人、4.3%の増となっています。

町における認定業務については、認定の根幹をなす認定調査の調査員は、看護師や介護支援専門員等の資格を持つ臨時職員を採用し、調査の公正を期すため取り組んでおります。

認定審査会は、毎週金曜日に、医師を中心とした10名の委員のうち5名の委員により、平成25年度は48回を開催し、合計976件の要介護認定の判定が行われました。このことは、要介護認定、介護保険サービス給付等の適正な運用はもとより、介護保険制度の充実のため、日々の努力がうかがえます。

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、今後、団塊の世代が後期高齢を迎える平成37年には、要介護認定申請がさらに増えることが予想されます。業務に関わる人員の強化、かつ円滑な事業運営の体制の確保が急務と考えられます。

町の介護施設の整備の状況については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）240床、介護老人保健施設80床、合計320床と高い整備状況となっております。

また、在宅系のケアハウス39床、特定施設入居者生活介護111床、地域密着型サービスの認知症の高齢者が利用できるグループホーム62床、サービスつき高齢者向け住宅84床、住宅型有料老人ホーム46床、合計342床が整備されており、町内には、高齢者が自宅以外で暮らすことが可能な施設が、合わせて662床となっています。

その他、訪問通所系等のサービスが利用できる環境も整っており、サービスの利用が介護保険料の上昇にもつながることを踏まえ、適正なサービス利用を望みたいと考えます。

介護給付費の総額は13億6,249万円で、前年度から金額で96万円、率で0.71%の微増となっており、介護給付費や住宅改修及び福祉用具購入事業においても適正化等の強化が望まれます。

一方、第1号被保険者の介護保険料は3億3,452万円で、前年度比2,011万円、6.4%増、現年の収納率は98.5%の収入済額となっております。また、保険料の普通徴収の未納者対策の個別訪問を7日間、訪問件数119件であり、本人及び家族との面談により納付勧奨に努めました。

不納欠損額については、257万円、件数は620件、人数は94人、保険料段階別では、第1段階11人、第2段階19人、第3段階23人、特例第4段階15人、第4段階10人、第5段階12人、第6段階4人となっています。

収入未済額については、1,003万円、件数は1,859件、人数は311人、保険料段階別では、第1段階11人、第2段階33人、第3段階41人、特例第4段階33人、第4段階28人、第5段階30人、第6段階12人、第7段階6人。

なお、保険料段階別の人数は、平成26年8月22日より納期限が前の分となっています。

特に、収入未済額については、前年度より19.4%の伸び率となっており、保険料の公平負担の観点からも、収納対策に努めるよう要望するものです。

これらを踏まえ、介護保険料の負担をいただき制度を運営するものですが、保険料の滞納者が介護保険制度を利用することとなった場合は給付の制限の対象となることもあり、平成25年度は2人の対象者が給付制限を受けました。

介護保険サービス利用者の増加が、結果として保険料の上昇へとつながるという介護保険制度の基本的仕組みについて、広く住民に周知するとともに、未納対策の取り組みを強化されるなど提言したいと考えます。

また、平成25年度は、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を行い、介護保険料と介護サービス目標量を設定する基礎となる資料の作成を行いました。この資料をもとに、平成26年度では、平成27年度から3年間の介護保険料と目標サービスを設定するとともに、地域の在宅医療・介護などの各種施策や、今後、団塊の世代が後期高齢を迎える平成37年の保険料の推計を見据えた第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行うこととなります。

続きまして、地域包括支援係については、直営で地域包括支援センターを運営し、高齢者の方が住み慣れた地域で、健康で自立して生活ができるよう介護予防事業や認知症、虐待防止など様々な課題に対して総合的な相談支援を行い、課題解決に向けた取り組みを実践していく包括的支援事業、任意事業をその主な業務としております。

介護予防事業については、65歳以上で介護認定を受けていない高齢者5,392人を対象に、生活機能基本チェックリストを送付しました。回収は3,133人、回収率は58.1%で、このうち、

要介護状態等となるおそれの高い方を把握し、その結果をもとに、介護予防につなげるための通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業などを行っております。

包括的支援事業については、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を行っています。

これらの業務では、高齢者から相談を受け、適切な機関や制度の利用につなげる支援や、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待対応などを行っています。成年後見制度の町長申し立ては1件でしたが、今後、認知症高齢者が増加すると見込まれており、成年後見制度、市民後見制度の理解者や普及が望まれます。また、ケアマネジメント支援では、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対するケアマネジャー連絡会研修の支援等を行っています。

任意事業については、ひとり暮らしの高齢者やその家族を支援するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、身体上慢性的な心臓疾患などで、日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に、電話機とペンダントの2つがセットになったものを24人に貸し出しをした緊急通報システム事業、介護認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者で、地域包括支援センターが日常生活の支援等が必要であると判断された方へ、延べ10回のヘルパー派遣をした高齢者生活援助員派遣事業、認知症について理解し、認知症の高齢者本人やその家族の方の見守りを支援する認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座などを行っています。また、認知症サポーターの養成講座の受講者の合計は825人となっています。

また、このほか、地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業として、要支援1・2と判定された方の介護予防ケアプラン作成等を行っております。対象者の届け出件数は、合計2,022件で、860万6,640円が介護予防サービス計画費分として一般会計の歳入となっています。そのうち1,524件を町内12、町外18の合計30居宅介護支援事業所に委託し、一般会計の歳出として、653万3,880円を介護予防委託事業所へ支出しております。

現在、要支援1・2と判定された方で、月平均168名前後の方が予防給付を受けており、今後、地域包括支援センターの役割がより重要となることが見込まれ、効果的な介護予防サービス等を提供することを目的として、地域の方と協働で取り組む介護予防事業が必要と思われます。

また、高齢者に関する相談からの問題に対し、早期発見・早期対応をするために、地域包括支援センターの役割と組織・業務内容・人員配置等、十分な検討を行い、地域包括ケアシステムネットワークとの連携による情報提供や関係機関との連絡など、効率性の高い地域包括支援センターの業務運営を望むところです。

以上、文教厚生常任委員会に付託をされました平成25年度決算審査についての副委員長報告

といたします。

以上。

○議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午後２時４０分休憩

午後２時５０分再開

○議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で文教厚生常任委員会副委員長の審査報告を終わります。

これをもちまして、平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成25年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成25年度上里町水道事業決算について各常任委員会における決算審査についての報告を終わります。

これより常任委員長及び常任副委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は常任委員長及び常任副委員長に対し順次発言を許可いたします。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は常任委員長及び常任副委員長の審査報告の範囲でお願いいたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔 １１番 沓澤幸子君発言 〕

○１１番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

文教厚生常任副委員長に対して、何点か質問をさせていただきます。

まず、町民福祉課のところの生活保護申請受け付け業務についてでありますけれども、相談件数が131件に対して支給決定件数は44件ということでしたけれども、相談に大変な時間を要しているという報告でありました。この決定に至らなかった方に対して、何らかの利用できる軽減制度等の紹介等が行われているのかどうか。

また、大変相談に時間を要しているという人為的な問題なども述べられておりましたけれども、給付額なんですけれども、現金の手渡し支給については、安全性の面だとか事務の効率化、職員の仕事の軽減、ここからいっても口座振替などのそうした議論はされなかったのかどうか伺いたいというふうに思います。

また、生活保護費につきましては、昨年の８月より減額が始まっていると思います。説明資料の額を見ましたが、現金支給額でしか表示がされていないので、本当にどのようになっているのかというのが、ちょっとこれだけではわからなかったんですけれども、24年度よりも世帯数は14件、人数は28人増えている中で、昨年と比較しますと1,450万8,000円減額にな

っています。それが支給減額となるのかどうか、その辺について、わかりましたらお願いしたいと思います。

次に、学校教育課についてのところで、質問が3点ほどあります。

上里中学生体験研修参加費補助事業は、中学生海外派遣事業にかわって2年目であります。前年は海外と国内1名ずつの申し込みがあったわけでありますけれども、25年度は海外研修に5人が参加というふうな報告でありました。申し込まれた方が漏れなく利用されたということでしょうか、申し込まれた中で5名が選ばれたということでありましょうか。

それと、補助限度額は、海外の場合、1人当たり40万円であります。どういう内容の研修が行われ、研修の結果などはどのように生かされることになっているのか、わかりましたらお願いします。

次に、奨学資金貸付事業についてでありますけれども、24年度、初めてこの制度に所得制限が設けられたわけであります。一律の所得で制限された場合、住宅ローンや兄弟が同時に大学生になるなど教育費が捻出できない場合、学習意欲があっても進学を諦めなければならない事態が起きてしまいます。昨年の決算審査においては、所得制限はどうなのかという意見が委員会審査の中で出されました。今年度はどうだったのか、希望者全員が利用できたのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

もう1点は、小・中学校における要保護及び準要保護児童・生徒の国庫補助額が、昨年の8万6,000円から2倍に増えています。前年度と比べて、児童・生徒に占める要保護・準要保護の割合はどうなのか、子どもの貧困が大きな社会問題になっていますので、お伺いしたいというふうに思います。

次に、生涯学習課のところでお尋ねしたいと思います。

図書館についてでありますけれども、大変喜ばれる事業、特に各小学校へ訪問しての読み聞かせや本の団体貸し付けなど、引き続き指定管理になっても続けていきたいという報告でありましたけれども、指定管理になって半年が過ぎたわけでありますけれども、いわゆる審査に当たって、比較的な議論はされたのかどうか。比較されたところでどのようなメリット・デメリットが伺えたのか、わかる範囲でお尋ねしたいというふうに思います。

健康保険課については、5点ほどお聞きしたいことがあります。

国民健康保険特別会計ですが、先ほど国保税の滞納者の細かい内訳、短期保険証、資格証明書の発行状況などを御説明いただいたわけでありますけれども、資格証明書につきましては、24年度と比べると大変減ってきているなというふうに思います。56世帯から19世帯ですか。一方、短期保険証のほうは同数ぐらいかな、若干減ったかなという感じでありますけれども、こうした短期保険証や資格証明書を発行することが収納に結びつくのかどうか、そうしたことに

ついて、どのような議論がされたのかお聞きしたいというふうに思います。

あと、25年度の新規事業として、特定健診受診勧奨事業が取り入れられたわけであります。特定健診受診者で申し込みをされていない方、対象者271名に対し338回の受診勧奨が実施されたということでありますけれども、その効果について伺いたいというふうに思います。

もう一つは、後期高齢者医療特別会計の収入未済額と不納欠損、前年に比べ、特に不納欠損は大変多かったわけでありますけれども、以前は、上里町においては県内でも収納率が上位のほうであったわけであります。このことについて、どのような状況からこうなっているのか、議論の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

また、25年度被保険者は2,891名、これは国民健康保険でありますけれども、うち65歳から74歳の障害者認定者が77人含まれています。重度心身障害者医療費支給事業との関係ではどうなのでしょう。今議会で条例の一部改正がされましたが、それ以前の中で、障害者の方が後期高齢者医療保険に加入することについて、どういうメリットがあり、どういう障害の方が加入されているのか伺いたいというふうに思います。

次ですが、健康保健センター運営事業の中の健康相談ですが、来所、電話相談合わせると1,114件ありました。24年度に比べると423件の増です。その他に保健師さんは集団健診、予防接種、家庭訪問等さまざまな仕事があるわけですが、相談業務に従事する時間の割合についてお聞きすると同時に、保健師の人数と地域包括との連携についてお聞きしたいというふうに思います。

あと、子育て共生課についてお尋ねします。

町内の認可保育園の公立・私立合わせた6園の合計定員数は、副委員長が御報告のとおり850人、これに対して25年度の利用者は、年間延べ9,232名であり、月にすると769名、町外の保育園利用者を除くと、月では640名、年間延べでは7,687名です。公立保育園については、3年間で今後の方針を決めることになっていきますので、委員会としてはどのような議論がされたのでしょうか伺いたいというふうに思います。

あと、各児童館の利用状況でありますけれども、7割以上がクラブ生の利用ということであります。児童館本来の目的では、どのような議論がされたのか伺いたいというふうに思います。

次に、住宅資金貸付事業についてでありますけれども、細かい数字は委員長の報告でよくわかりました。しかし、一向に収入未済額が減っていないこの現状について、どのような議論がされたのか伺いたいというふうに思います。

高齢者いきいき課についても、5点ほどお聞きしたいことがあります。

1つとしては、老人生きがい事業として、75歳以上の高齢者に対し敬老記念品として500円の町内商品券を配布する事業に148万1,000円、また、老人福祉事業として、長寿の祝い金を節

目の年に支給した額は663人で628万円でした。いずれも高齢者の健康と長寿を祝う事業です。敬老祝い金は75歳以上全員が対象です。この事業を組み合わせる内容がよくなるような方法はないのかなというふうに、この説明書を見ながら思っているところですが、審査の中では、そうした議論はなかったのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

2点目は、老人福祉センターかみさと荘ですが、25年度はボイラーの故障修繕のために、8月8日から9月25日まで約2カ月お風呂を休止したとのことです。説明資料を見ますと、他の10カ月間の平均利用者は1,431名に対し、8・9月の2カ月間の平均利用者は920名でした。他の月に比べて64.29%しか利用されていません。26年度もレジオネラ菌によりお風呂の利用が中止になっています。お風呂利用の希望は大変高いんだというふうに、この数字を見て感じているところですが、今後の老人福祉センターのあり方について、どのような審査がされたのか伺います。

3点目としましては、介護保険特別会計に属することで伺います。

収入未済、不納欠損等につきましても、階層別に数字を報告していただきました。この未済額、不納欠損につきましても、第1階層から第7階層まで幅広い階層にわたっているわけでありますけれども、保険料のあり方について議論はされなかったのかどうか、収納率を高めるようにという報告でありましたけれども、収納率を高めるために保険料のあり方がどうであるのか、そうした議論はされなかったのかどうかお聞きしたいところであります。

あと、施設入所を希望しながら待機をしている方の人数について、わかっていたら報告をお願いします。

あと、4点目ではありますが、介護予防事業の二次予防事業対象者把握事業でありますけれども、生活機能基本チェックリストを配送して、それに対して回答があって、未回収の方、またはチェックで大変多く該当があって、注意を要する方などを3法人に依頼して、177件の聞き取り調査を行ったということでありますが、未回収者は、2,259名に対してわずか44名にとどまっていますが、未回収者の中には、比較的支援を必要とする方が含まれているのではないかなというふうに思うわけですが、この辺の未回収者の訪問件数が少なくとどまっていることについて、委員会の中ではどのような審査が行われたのか伺いたいと思います。

5点目ですが、高齢者総合相談窓口業務において、やはり保健センターと同じですが、電話や来所を含む様々な相談が563件も寄せられています。これは前年度の192件から見ても大変な伸びです。65歳以上の高齢者の方々から寄せられている相談内容は、主にこういったことが急増しているのでしょうか。理由がわかっていたらお聞きしたいと思いますし、1件当たりの相談に要する時間も大変長いのではないかなというふうに思いますので、職員体制と今後の予想、また保健センターの保健師さんとの連携など、あわせて審査の内容をお聞きしたいと

思います。

以上です。

○議長（植原育雄君） 文教厚生常任副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 1 番飯塚賢治でございます。

ただいま沓澤委員長のほうからの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

初めに、町民福祉課の関連でございましたが、順番に応じて御回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めの何らかの利用できる軽減制度等の紹介は行っているかということであったかと思うんですが、決定につきましては、県北部の福祉事務所でっておりまして、初めは相談件数についてであります。131件のうち44件で決定しましたが、該当とはなかった方に対しましても、他の制度で利用できる求職者支援制度などを案内しておりまして、相談については、時間をかけて、現在でも親身になって対応をしているとのことでした。

続きましてですが、口座振り込みについてでございますけれども、本人の希望ということですが、現金の取り扱いにつきましては、生活状況の確認とか医療費等の手続を考えますと、まだまだ口座振り込みよりも現金支給のほうが多くなっているという状況を伺いまして、私たちもその面では審査をさせていただきました。

3 点目でございますけれども、生活保護費の総額につきましては前年度からの減額についてですが、保護費の口座振り込みは、北部福祉事務所でこれまたやっておりますけれども、平成25年度は総額で2億2,612万円となっており、アパート代とか介護保険料などの代理納付などが大変に多くなっております。全体の支給額では保護費が増額しているというふうに思われます。

続きまして、学校教育課の質問でございましたけれども、中学生の研修の結果について、どういうふうに生きているかという話でしたが、現在、研修の内容につきましては、小・中学生のためのプログラムによる英会話レッスン、現地校の授業体験、市内見学並びにホームステイでの交流を行っておるということでした。その結果についてというのは、語学研修プログラムを通じてコミュニケーション能力が向上するとともに、国際的な視野を広げることができたということでありまして、また、中学校における英語授業に大変生かされておるということでした。

続きましての質問の奨学資金貸付事業のことでございますけれども、貸し付けの人数につきましては、平成24年度申請者が10名、貸付者8名、25年度は申請者18名、貸付者8名となっております。所得認定基準が1.8倍以上の家庭については、借用できないものであるということ

でして、経済的理由により学資支出困難な世帯に貸し付けるものであるとのことでした。所得基準により、希望者全員は利用できないものとなっておるということでした。平成25年度は、24年度と同様な貸し付け基準で事務を進めておるそうです。他の奨学金借り入れ制度も利用することが可能となりますので、日本学生支援機構など紹介をしているということでありました。

それから、要保護・準要保護についてのことですが、各年度5月1日現在の割合でありますけれども、平成24年度の全児童・生徒に対する割合は10%でありました。平成25年度の全児童・生徒に対する割合は10.8%です。準要保護認定児童数については増加傾向が認められておりまして、適性審査を行って、就学の援助というのを支援しております。

そこで、子どもの困窮が大きな社会問題となっておりますところ、保護者や学校に十分そのことを周知しまして、就学援助事業を進めるようお願いいたしました。

続きましての図書館の件でございましたけれども、メリット・デメリットの件、ちょっと私も聞きそびれたところがあるんですが、そういった内容では、当委員会では意見が出ませんでしたので、ちょっとここは割愛をさせていただきます。

続きまして、健康保険課のほうにちょっと移らせてもらいますけれども、ここで国民健康保険の特別会計ところでございましたけれども、内容につきましては副委員長の報告の中にありましたけれども、それ以外のこととして、通常、国民健康被保険者証の有効期限というのは1年というふうになっていきますけれども、様々な理由によって国民健康保険税の滞納がある方で、国民健康保険被保険者資格証明書等交付対象者認定審査で該当となった方について、有効期限というのを6カ月だとか3カ月だとかというのは先ほど私も話をさせてもらいましたけれども、その場合、窓口交付というふうになっていまして、来庁していただいて納税交渉を行う機会を増やして、滞納者へのきめ細かな対応をし、税負担の公平性というのも本当に理解してもらいながら、滞納額を減らすことを主に目標にしているということでもございました。

それから、次にいきまして、特定健診の直接電話による受診勧奨の効果ということにつきましてですが、対象者271名に対して直接電話により受診勧奨を行った結果、89名の方が電話勧奨の時点で申し込みをいただいて、受診をされました。電話勧奨以来、予約件数が120名以上増加したという結果をお聞きいたしました。

それから、後期高齢者医療特別会計の収入未済額と不納欠損についての御質問でございましたけれども、まず、収入未済額139万2,000円についてですけれども、滞納者数は47名ということになっておりまして、不納欠損については、平成24年度については2名で5万円、平成25年度については9名で29万5,000円ということで、沓澤委員長の御指摘どおりの内容としては、訪問や電話で納税依頼をしましたが納付していただけなかったケース、外国人で帰国してしまっていて納付していただけなかったケースというのがあるようでもございました。

後期高齢者医療保険の障害認定と重度心身障害者医療費の助成制度についてでございますけれども、後期高齢者医療保険制度においては、被保険者の医療費負担割合は、基本的に1割負担となっております。国民健康保険または社会保険等の方が障害認定により後期高齢者医療保険制度へ移行することにより、医療費の負担割合は3割から1割という方向へ、また、高額医療費が適用になる、負担限度額も下がるため、全体的には医療費の負担が軽減されています。

多くの重度心身障害者医療費受給資格者は、実質的な負担となる国保税、後期高齢者医療保険料の金額を比較して加入しております。障害認定により65歳から74歳で後期高齢者医療保険に加入できる方は、身体障害者手帳1、2、3級及び4級の一部の方が70名でございます、療育手帳、みどりの手帳でございますけれども、♂、Aの方が6名、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が1名というふうになっております。

健康保健センターのことでございますけれども、健康相談事業の件数が増加した理由というのは、保健センターに保健師が集約されることによるものと思われまます。相談業務に従事する時間の割合については、約16%ほどとなっております。平成25年度の保健師数ですが、6名で対応しております。現在は、育児休業中の保健師が1名いるため、臨時保健師の方で対応しております。

地域包括支援系との連携についてですが、町民の方からの健康相談等があった場合については、65歳以上の方に関しては、情報提供をいたしまして介護予防等につなげております。

今後の児童数の推移ということで、今度は子育て共生課のほうに移らせてもらいますけれども、ニーズ調査などの資料をもとに策定する子ども・子育て支援事業計画や保護者など関係者の意見等も参考にしながら、プロジェクトチームと委員会で十分な検討を行い、方針の決定をしてほしいという意見がありました。

2つ目の点でございますけれども、児童館の年間入館者というのは、総数で5万7,661名で、クラブ生が4万2,371名、先ほどの73.48%と、その他、クラブ生以外というのは1万5,290人ですね、26.52%ということです。

それから、住宅資金償還業務につきましてですけれども、公平性の観点からも滞納者への適切な対応をして、滞納整理にさらなる努力をお願いしますと申しました。従来からの自宅訪問集金、催告書の送付等の取り組みだけでは限界がやっぱりあるということで、新たな取り組みを考えていただき、滞納額の減少に努力をしていただくよう要望いたしました。

それで、高齢者いきいき課の質問にお答えします。

敬老記念品と高齢者長寿祝い金の審査については、今後も高齢者は団塊の世代が後期高齢を迎える37年、75歳以上の高齢者は5,116人というふうになりますので、これは予想されております。高齢者の増加に伴い、敬老記念品及び高齢者長寿祝い金の事業の見直しというのは必要

というふうに考えているということでした。

老人福祉センターかみさと荘についての件ですが、ボイラーの故障により２カ月休止しました。利用者のためにボイラーの修繕を行い、利用を継続いたしました。その結果、修繕後はお風呂の利用は元に戻りましたということでしたが、なお、平成26年度のお風呂の廃止についてはレジオネラ菌の検出によるもので、利用者の生命の安全を第一に考え、二度と病原菌を検出しないようにするために、いろいろな面から検討した結果の決定ということで考えているということでございましたので、御報告しておきます。

次に、３点目ですが、介護保険料の収入未済額については、これも発表したとおりでしょうか、現年度の金額は501万5,900円、人数は157人、過年度分は501万8,497円で154人、人数の合計は311人というふうになっています。また、収入未済額の保険料段階のは、先ほど発表したとおりで194人、収入未済額の保険料段階の階層別で言うと、平成26年８月22日より以前の納期限を抽出していますということですね。

施設入所の待機数については、実人数32人というふうになっています。

未回収者についてのお話でしたが、比較的元気な若い高齢者が含まれていることもあり、大半は特に問題のない高齢者と判断しております。どうしても気になる方については、高齢者実態把握事業として訪問して把握に努めたり、民生委員さんや他の関係課の業務の中で情報提供を受けて把握に努めていますということの御返事でした。

最後につきましてですが、相談件数が増加した要因というのは、介護に関する関心の高まりと地域包括支援センターが認知されてきた結果だというふうに思われます。

それから、最後の職員体制については、センターの設置基準は、第１号被保険者の数がおおむね3,000人から6,000人で１カ所というふうになっております。

以上が質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午後３時３０分休憩

午後３時３１分再開

○議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔 １１番 沓澤幸子君発言 〕

○ １１番（沓澤幸子君） 御説明ありがとうございました。

何点が再質問をさせていただきたいんですけれども、学校教育課のところの上里中学生体験研修参加費補助事業ですけれども、5名の申込みで5名だったということで認識したわけなんですけれども、参加された、利用された方は語学力がついたり、様々なメリットがあったと思うんですけれども、やはり研修をされた成果を、いわゆる中学生の授業ですので、上里中学校の生徒であれば上中の中で、北中の生徒であれば北中の中で、何らかの形で、ほかの方にもその成果が伝わるといいかなというふうに思ったんですけれども、そうしたまとめ報告のようなことはないのかどうか、再度お聞きしたいというふうに思います。

25年度の新規事業で、特定健診の受診勧奨は、その効果は、ぱっと現われていて素晴らしいなというふうに思いました。

それと、住宅資金貸付事業でありますけれども、訪問集金や催告書だけでは限界があるので、新たな方法をという報告がありました。例えば、どのような内容の議論がされたのか、もう少し具体的にお聞きしたいというふうに思います。

あと、老人生きがい事業と長寿の祝い金については、高齢者が増加するので見直しが必要という報告でありました。そういう報告を頭の中で回転させますと、減額していかなくちゃいけないという方向の見直しのように思えてならないんですけれども、やはり長生きをされて、そして御苦労をされてきた方々に対するお祝いの思いがきちっと伝わる形で、いい形でミックスした事業にならないかなというふうに思っているわけなんですけれども、見直しの方向性の内容について、もうちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（植原育雄君） 文教厚生常任副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 1番飯塚賢治でございます。

ただいまの沓澤委員長の御質問にお答えさせていただきます。

初めの奨学資金貸付事業についてでございますけれども、これ、私たちの委員会の中で出てきたのはそこまでございまして、ちょっと取りまとめてございませんでしたので、その点をよろしく願いいたします。

それから、住宅資金の貸付事業におきましての御質問でしたが、努力をしていくという内容でございましたので、それ以上のことは我が委員会の中では意見が出なかったというのがありまして、やはり取りまとめができませんでした。この点につきましてもよろしくお願いをいたします。

それから、最後になりますけれども、長寿敬老の記念品につかまして思いが伝わるようにということでもっともだと、要するに沓澤委員長のとおりかなというふうに思うんですが、この

見直しの内容についてのことは、そこまで確かにとどまってしまいまして、私どもの意見もそれ以上になかったというのが現実でございました。

以上が答えでございますけれども、よろしくお願いします。

〔発言する声あり〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 失礼しました。

中学生体験研修のお話でしたですかね、これもございましたですね。

戻ってきてからの生かされ方ということについても、大変申し訳ございませんでした、我が委員会のほうではそれ以上の意見が出ませんでしたので、そこでとどまってしまったということになります。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番伊藤 裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

○13番（伊藤 裕君） 13番伊藤です。

総務経済常任委員長にお尋ねをします。

公共下水と農集排についてであります。公共下水、加入率が35.7%、450万円の未収金があると、そのような報告でありました。また、農集排のほうは加入率が82%、未収金はゼロであります。

それで、委員長の報告では、施設の老朽化に合わせて運営のあり方を見直していくということとありますが、農集排のほうも、もともと浄化槽があったものを、それを農業集落排水事業ということに参加をしまして、負担金をかけて、浄化槽をつぶして、それに参加したわけでありまして。そこら辺のところの委員会での議論はどういう審査をしたのか、報告をお願いしたいと思います。

○議長（植原育雄君） 総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

○総務経済常任委員長（沓澤幸子君） 伊藤裕議員の質問に対してお答えしたいと思います。

農業集落排水事業は、確かに、そうした経緯があったというふうに思います。

それで、この地域の人口が、今後もそう大きく増加する見通しもない中で、いわゆる一般会計の繰り入れが76.8%を占めるという、そういう事業になっています。未納金はなくて、頑張って地域の方が納めていただいているわけでありましてけれども、それにつけても、この会計スタイルは変わらないで推移していくんじゃないかなということが、審査の中でも話し合われました。

この事業を契機に、上里町に計画されていた農業集落排水事業が全て取りやめになったわけでありまして、この場所での事業は、上里町にとってはいい勉強になったというか、大きな経費をかけての勉強だったのじゃないかなというふうな議論もされました。

また、農業集落排水の使用料についても、公共下水道事業地域の使用料と比べても決して安いわけではない、そういうことから、住民の皆様にも、さらなる使用料を上げていくということも不可能であろうというふうに話し合いました。

その結果、今後老朽化していったときに、維持費、そうしたことを重ねていくのかどうか、そのことについて、近づいた時点での新たな見直しが必要ではないか、やはりこうした住宅の密集していないというんでしょうか、農村地域においては、この集落排水事業をその後取りやめた経過にも見られるように、やはり合併浄化槽のほうが環境への効果と経費の面からも良かったんじゃないかなという話も出ました。

そうした中からの今後長い経過の中で、修理費が非常に増すようなことがあれば見直しも必要ではないかという、そういう議論を行いました。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番伊藤 裕議員。

〔 13番 伊藤 裕君発言 〕

○13番（伊藤 裕君） 今の農集排のほうのお話で、おっしゃることよくわかりました。

ということは、公共下水のほうもこれから工事をして、また、加入も30%台ということで、工事をしながらまた加入者も増やしていくということでもあります。今、委員長がおっしゃったようなことを踏まえて、そちらのほうの方針というんですか、公共下水のほうのことはどのような審議をされたんでしょうか。

○議長（植原育雄君） 総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔 総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言 〕

○総務経済常任委員長（沓澤幸子君） お答えしたいと思います。

公共下水道事業につきましては、ようやく住宅密集地のほうに工事が進んできています。また、そのことによって神保原地域の住宅密集地の供用が開始されますと、加入率は、今より大きく伸びるんじゃないかなということを期待しているわけでありますけれども、それにつけても、当初の計画時に、やはり公共下水道事業というのが環境面から見ていい事業でありますので、住民への説明のところでは、自分のところは合併浄化槽で、つなぐ必要はないけれども、事業そのものには反対できなかった、そういう住民も多かったんじゃないかなということも議論しました。

だから、公共下水道事業につきましても、進めるに当たっては、加入していただかないと、工事、事業そのものがうまく回っていかないわけでありますので、この事業を進めるに当たっては、加入をお願いしたいんですよということを含めた住民合意、上っ面ではなくて本当にこの事業を成功させていくためには加入が必要という、そうしたきっちりとした合意形成を図って次の工事を進めていく必要があるんじゃないかということも議論しました。

ですので、今後の事業の進捗状況というのは、国の補助金も年々減ってきていますので、国との関係もありますけれども、いずれにしても、管渠も年を越えれば、使わなくても年々老朽化していくわけでありますので、様々な視点に立っての見直しも、その都度、その都度、行っていく必要があるんじゃないかという議論を行いました。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5 番齊藤 崇議員。

〔 5 番 齊藤 崇君発言〕

○ 5 番（齊藤 崇君） 5 番齊藤崇です。

文教厚生常任副委員長に4点ほどちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

まず1点目は、学校教育課の小学生の児童が着用していますヘルメットについてのことがありました。このヘルメットですが、こういった顎ひもに笛をつけた、そういう機能をつけたヘルメットですが、これは実際に、皆さんでこれご覧になったのか。

それと、これが要するに壊れた場合は、顎ひもを交換すればいいのか、それともヘルメット全てを取り換えなければいけないのかという、こういう議論はなかったのかということが1点目です。

次に、先ほども沓澤議員のほうからも質問があったんですが、私はちょっと視点を変えて、図書館について、これが、今年度4月から指定管理者制度に移行されました。このことについて約半年が経過しようとしているところですが、この移行したことについて、図書館の利用者からの声などはどのような形で届いているのか。要するに、今までとここは違うよねとか、そういった利用者の投書箱というんですかね、そんなものを設けて、そういったことを図っておられるのかどうか。

それから、これ移行する前提条件として、前の臨時職員等は、全て指定管理者制度になっても移行して働くことができるというふうに私は伺っていたんですが、その辺についての臨時職員等の異動が多少あったというふうに聞いているんですが、その辺は議論されているのかどうか。

それと、3点目が中央公民館のあり方というか、これは公民館というのは、各小学校区に5

つございます。その観点から考えた場合に、各公民館ごとに独自のカラーでもって、いろいろな事業を年間計画実行しているところでございますが、そういった中で、中央公民館の存在というか、あり方というか、合同での催しを一つ開催し定期利用団体の活性化を図るということがうたってありますが、これを開催するのが中央公民館でなくて、ワープ上里を会場として使っていると、この辺がちょっと私には理解しがたいというふうなことです。

それから最後に、こむぎっち体操が、昨年度、恐らく町民体育祭には先生方が来て御指導して、皆さん町民の前で披露して、その前に、各種団体に披露して普及活動を進めていったところでございますが、これも約1年経過しております。この効果ですね、どの程度普及しているのか。

町では、要するに、医療費削減のために皆さん体操をして、町のオリジナルな体操を作って、これを全町民に普及しましょうという観点から、こういった経費をかけた体操を作ったわけです。それについて、やはり各種団体がDVD等いろいろな方法を使って普及に働いてくれたと思うんですが、その点について、委員会のほうで、どの程度普及して、効果測定まではちょっと難しいかもしれませんが、あったのか、その辺をちょっと議論されているのかどうか、その辺4点ですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

ちょっと余分なことになるんですが、決算説明書の239ページの「学びとふれあいの町」宣言の下の方ですが、下から2行目、「等をパネラーとした」というこの表現、これはミスというか間違っていますので、表現を変えてください。これは「パネリスト」が正解です。よろしくお願いします。

○議長（植原育雄君） 文教厚生常任副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 1番飯塚賢治でございます。

ただいま齊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ヘルメットの顎ひもを実際に見たかどうかということですね。

これは、委員会の委員のほうからお話があったわけですが、実際そこにヘルメットがあったわけじゃなくて、顎ひもの交換というのはできるのか、できないのかというのは、ちょっとその論議の中ではございませんでした。こういったものがあるので、例えば、それを防犯の役割としてついている、かちっととめる金具の場所をピーッと吹くと、その音が出まして、例えば危ない状況に遭った場合の対応策というふうなお話があったわけでございます。

2点目の、図書館の指定管理者への移行について、その後の利用者の方の声というのは聞いたのかどうかというのがあったのですが、確かに指定管理者に代わった後、どういうふうになっているかというのは、それなりにそれぞれが聞いていた声はあったんですけども、利用者

の方の一つ一つの声というところまで意見が届きませんでした。ですので、ここで私の答えとして、こういったことがありましたとは、ちょっと申し上げられませんので、よろしくお願いします。

続きまして、臨時職員が入られたようですが、臨時職員の方に指定管理者は面接を行っているかどうかということですか。または、その臨時職員の方が、そのまま移行されずにいた方がいたという話を聞きましたけれども、これにつきましてもそこまでの取り下げた意見というのは、その場ではちょっと出なかったものですから、取りまとめてございません。

公民館のお話でございましたけれども、公民館でやるべき催しというのがワープ上里のほうで行っているということがあり、それに対しては、議員のほうでは理解しかねるというお話でありましたけれども、ワープ上里で行っているというところまで確かに承知おきしていませんでしたので、この事態につきましても、後ほど調べることにさせていただきます。

最後のこむぎっち体操につきましても、どれ位の普及で、また25年度に作成したということですね。26年度については、これにつきましても大変申し訳ございませんが、そのときの意見では出ませんでした。ちょっと取りまとめさせていただき、後ほど御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、常任委員長及び常任副委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

日程第16、町長提出認定第1号 平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第1号 2013・平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

安倍自民党政権は、「金融緩和と公共投資など財政の拡大、大企業のための規制緩和を3本の矢とするアベノミクスで、円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を図る」と言ってきましたが、労働者の雇用の拡大も所得増も進んでいません。それどころか消費税増税と一体に社会保障大改悪を進め、医療・介護の大規模な抑制が進み、安心・安全な暮らしを願う国民とかけ離れた政治が続いています。

2013年度上里町一般会計歳入歳出決算は、2012年度補正の繰り越しで、従来からの重要な課

題であった長幡・七本木小学校体育館改修工事と小学校5校及び上里北中学校の空調機器設置工事を実施しました。また、上里中学校の校舎改築工事、上里サービスエリア周辺地区道路整備、国営神流川沿岸土地改良区に対する負担金の一括払いなど大きな事業が重なり、一般会計は、歳入107億1,350万1,000円、歳出101億786万5,000円で、前年と比べ、歳入歳出ともに16億円からの増額となりました。

長引く不況の中、自主財源である町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の4税合計の調定額41億9,697万2,000円に対し、収入済額は38億729万5,000円でした。収納率は上がっていますが、昨年に比べ3,472万2,000円の減収となり、不納欠損は3,303万3,000円、収入未済額は3億5,664万3,000円でした。

自主財源の柱である個人町民税は13億5,467万2,000円で、前年より407万6,000円増額ですが、復興特別税500円の住民負担増によるものであり、個人所得の平均は若干落ちているのが実態です。法人町民税は6,977万円減の3億2,424万5,000円であり、町内の企業については景気の回復は見られません。

景気の回復には個人消費を伸ばすことが重要ですが、政府は、国家公務員に準じた給与削減を地方公務員にも押しつけ、町でも、7月から3月までの9カ月間で、職員全体で約1,024万5,000円の給与の削減が行われました。また、2013年度末の職員数は、前年度より3名減少し172名になりました。一方で、臨時職員の数は、町長部局、教育委員会部局合わせて98名でした。特にフルタイムの臨時職員については、正規職員と同じような仕事をしていながら低賃金状態に置かれているのは、働く貧困層を生み出すことであり、問題です。

町の生活保護世帯は、2013年度中に44件増加し、221世帯348人になりました。支給決定に至らなかったものの相談件数は131件であり、町民の貧困化が進んでいます。この生活保護者の受給額が8月から削減されました。それに伴い生活保護費を基準とした制度にも影響し、じわじわと住民負担増が進みました。

次に、同和対策事業ですが、2012年度で廃止され、繰り越しとなっていた隣保館の解体工事も終了しました。しかし、住宅資金貸付事業の返済は進んでいません。調定額7,484万3,000円に対し、収入済額はわずか182万4,000円、収入未済額が7,301万8,000円です。公平性を期し、未収金回収はしっかりと行うよう強く要望します。

次に、衛生費関係では、児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設運営費負担金として、1億9,372万8,000円が支出されました。埋め立て処分地施設の維持管理やごみ焼却処理費に貴重な血税が使われています。

資源回収は、PTAを初め民間33団体の協力がありますが、2013年度は若干回収量が減りました。行政が行っている資源回収は、リサイクル法が施行されて以来、瓶、缶、ペットボトル

の3種類であり、分別品目が増えていません。意識の高い住民はもっと資源として生かしたいと望んでいますが、焼却処分に貴重な税金を投入し続けていることは問題です。

町は、公共施設の維持管理や今後公債費が増大することなどを挙げて、事あるごとに財政が厳しいと言っています。アベノミクスは円高と消費者物価の上昇を招き、実質所得の落ち込みが続いており、住民の生活こそ厳しいのです。町の仕事は、住民の生活を守ることが優先課題です。財政が厳しいといっても、奨学金貸付基金と土地開発基金などの定額運用基金を除く、基金の年度末残高は28億7,813万9,000円であり、前年度より3億2,742万1,000円増額しています。また、次年度繰り越しは約6億563万6,000円でした。こうした現状を見れば、繰り越しの一部で住民の負担増の軽減を図ることは可能でした。

一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計など、どの会計でも収入未済額が増加している中で、25年度は国民健康保険税が増税され、住民の苦しい生活に追い打ちをかけています。次年度繰り越しとなった財源の一部を特別会計に繰り入れて、高過ぎる国保税や介護保険料の引き下げを行うことは、高齢者福祉の観点からも意味のあることです。また、学校給食費や保育料の負担軽減を図ることは、子育て支援策として有効です。2年連続で6億円を超える繰り越しを町民の暮らしを守る施策に生かせなかったことを指摘し、2013年度上里町一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

以上です。

○議長（植原育雄君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

13番伊藤 裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

○13番（伊藤 裕君） 13番伊藤でございます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場であるので、賛成討論を行います。

平成25年度の国内経済情勢を見てもみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業の意識改善が行われ、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がってきました。企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあることから、雇用・所得環境の改善が期待される中で、景気回復へと徐々に動いてきております。また、政府は、今後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図りながら、持続的な経済成長につなげていくため、好循環実現のための経済対策を含む経済政策パッケージを着実に実行していくとしております。

このような中で、町では、国の補正予算を活用し、上里中学校既存特別教室棟の空調機設置工事や避難所施設耐震診断など教育と安全に力点を置いた施策を行ってきたことは、住民に安心を与えるものと考えられます。平成24年度から平成25年度に繰り越しを行った事業につつま

しては、上里中学校改築事業、小・中学校の空調機設置工事などを含めて14億円を超える結果となっております。

決算を見ますと、長年の懸案であった上里中学校改築事業の実施により大規模な財政出動があったものの、国庫補助の利用、地方交付税算入比率の高い地方債の借り入れや今後の地方債償還に向けた償還金の財源確保のため基金への積み立てを行い、財政負担の軽減を目指してこられた点も評価できると考えられます。

次に、医療や福祉の面では、本年度も引き続き、子ども医療費の無料化や各種予防接種事業が行われるとともに、昨年夏に話題となりました妊婦や妊婦の関係者に対する風疹予防接種費用の助成が行われました。また、障害者や高齢者に係る事業については、障害者福祉事業における対象者や各種施策及び後期高齢者支援金などが増加傾向となっている中で、計画的な財政運営により町民にとって安心して暮らせる町づくりを目指すとともに、安定的なサービスの供給を心がけていると感じたところです。

普通建設事業費関係では、先ほども述べましたが、長年の懸案であった上里中学校改築事業のほかに、学校体育館改修事業や空調設備工事など教育費に係る事業が重点的に行われ、同時に、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業などの幹線道路の整備も進めていることから、平成25年度歳入歳出決算の状況は100億円を超える大規模なものとなっているわけですが、資金を投入した結果として、学校や道路という未来の世代に引き継ぐ大きな資産が形成できたわけでございます。

公共施設の維持管理や社会保障等の住民サービスの維持を考えますと、今後も財政の安定と健全化に向けて、将来負担の平準化と計画的な財政運営を行っていくことが重要なことと考えております。

つきましては、住民ニーズを考慮した事業の選択とバランスのとれた行財政運営により、上里町の「誰もが笑顔あふれる町づくり」を目指していけるよう執行者並びに職員にさらなる努力をお願いして、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

12番高橋 仁議員。

〔 1 2 番 高橋 仁君発言 〕

○ 1 2 番（高橋 仁君） 議席番号12番の高橋仁であります。

このたび提案されました平成25年度上里町一般会計決算について、賛成の考えを持っておりますので、賛成討論をさせていただきます。

近年の世界的な気候の変動、また我が国でも例外なく、全国的にも異変が至るところで起きております。特に関東地方、特に上里町でも、2月14、15日の大雪の被害、また県下でも4番

目と言われる災害の被害等がありました。この再建に向けては、国・県・町、各関係者の努力が進み、一日も早い復興を望むところでもありますし、また、5月については、ひょう害で梨農家、または6月の長雨によります上里町の種子小麦の収穫の遅れ、または反収の減量とかです。そして、その後はまた、突風によりまして、雪ではもったハウスが、それもまた倒壊したというようなこともありまして、農業者や関連産業にとっても今後の経営が大変懸念されているところでもあります。改めて自然界の脅威を再確認し、本当に自然界とともども一緒に歩むというか、共存するということによってやっていきたいと思っておりますし、また、こうした中で、平成25年度の歳入は107億1,350万1,245円で、前年度に比べまして17.9%の増であり、歳出においては101億786万5,266円で19.9%の増でもありました。

また、上里町の財政の構造は、財政力指数においては0.78、公債費の比率においては5.1と、また、起債制限比率においても6.3であり、財政構造の経営収支比率は82.2%と、前年に比べまして1%の伸びでありましたし、自主財源比率においては49.9%で、前年度に比較しますと3.5%減少しております。この要因は、町債が前年度対比としまして70.3%と大きく伸びたということによるものが大きいと考えております。

また、現在のこの状況は、御存じのとおり少子高齢化と人口減少が進行中であり、政府におかれましても、社会保障の充実・安定のためということで社会保障と税の一体改革に取り組み、平成26年4月1日においては消費税を8%に引き上げました。このように税制や景気動向が大きく変化している中で、歳入の要であります町税は、たばこ税の税率配分により増収となり、一方、法人町民税は大幅な減収となり、前年比では0.9%の減少となりました。

歳出での構造比においては、補助費等が20.6%、普通建設事業費は18.2%、扶助費が16.1%というような、このような構造になっております。また、教育費としては、具体的には上里町中学校の校舎の改築工事、小学校5校・上里北中学校へのエアコンの設置工事、または農業振興においては、国営神流川土地改良事業の負担金、または町の活性化でもあります上里の長年の夢でもあります上里サービスエリア周辺地区の道路整備または工事などを行ってきたというような形であろうかと思われます。

また、行財政改革の一環としては、図書館への指定管理者制度の導入と、または町民の健康予防の一つとしては、町のキャラクターであります「こむぎっち」を利用したこむぎっち体操を含め、これからもさらなる健康予防事業を願うところでもあります。

他の事業としましては、昭和59年より31年間の長きにわたりました神保原駅南土地地区画整理事業が完了したと。その後に、公園予定地も、地元住民にとってどのような公園ができるかということで、わくわく感を持って大変期待されている事業でもあろうかと思っておりますし、幹線道路としまして、古新田四ツ谷線が供用され、車の流れも大きく変わったと感じる昨今でござ

います。

このように、今後の各種事業の計画とそれに合った基金の積み立てを行い、住民福祉の向上と子どもたちの生きる力を育むさらなる事業の推進をお願いし、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第1号 平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第17、町長提出認定第2号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第2号 2013・平成25年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

2013年度の国民健康保険特別会計は、歳入36億8,218万9,000円、歳出34億4,319万4,000円でした。保険税の調定額10億2,773万7,000円に対し、収入済額は6億9,401万8,000円、収入未済額は3億1,327万7,000円、不納欠損額2,044万7,000円でした。国民健康保険加入者は、前年より40世帯、0.8%、153人、1.7%の減で、4,835世帯、9,032人となりました。国民健康保険加入者の38.64%は法定減免世帯であり、前年に比べその比率は4.63%も高くなっています。

また、25年度の非自発的退職者の軽減該当者は158人とのことであり、上里町の国民健康保険加入者の生活実態は、より一層厳しさを増していることがうかがえます。

2013年度の国民健康保険税の収入は、前年に比べ2,140万2,000円、3.2%の増になったのは、国民健康保険税条例の一部改正を行い、約3,000万円の値上げが行われたことによります。国民健康保険会計の収入済額が大きいのは、国保税の課税方法が所得などに応じた応能割以外に、

世帯割、人数割などの応益割があるためであり、所得に比べ負担が重くなるという構造的な問題があります。

こうした問題が明らかな上に、滞納者に対し面接の機会を設けることを目的に、短期保険証137世帯、資格証明書19世帯が発行されています。上里町では、こうした保険証については、郵送せずに取りに来るようにしているとのことですが、取りに来ない方も増えているとのことです。短期保険証や資格証明書の発行と収納率を上げることは結びついていかないことは、ここ数年を見ても明らかです。

皆保険制度である国民健康保険は、憲法25条の精神を生かし、誰もが安心して早期に医療を受けられるようにすべきであります。そうした考えから、2013年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対いたします。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、平成25年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第18、町長提出認定第3号 平成25年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第3号 2013・平成25年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2000年から始まった介護保険は、3年ごとに見直しがされ、2013年度は第5期の2年目となりました。介護保険料は、基準となる第4段階で月4,430円、年5万3,100円です。収入の21.8%を占める介護保険料の収入済額は3億3,452万1,000円で、前年度より2,011万9,000円、

6.4%の増でした。一方、収入未済額も1,003万4,000円と163万1,000円の増となっています。不納欠損は258万円と前年を大きく上回りました。また、文教厚生常任副委員長の報告でも明らかなように、収入未済は第1階層から第7階層まで広がっていることがわかりました。

年金支給額が減り続けている中、物価が上昇し、高齢者の生活実態に合わない高い保険料が第1号被保険者を苦しめています。支出の90.6%を占める介護給付費は13億6,249万4,000円で、前年より0.7%増でした。介護施設が充実している上里町においても、平成25年、特養老人ホームの入居待機者は32名です。高い保険料を徴収しながら、誰もが安心して必要な介護が受けられる制度になっておらず、高齢者とその家族を苦しめている現状です。

その上、国会では、6月18日、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が成立し、介護度の低い人の施設利用を狭め、利用料の負担を引き上げ、ますます使いにくい制度に進もうとしています。

こうした制度上の問題が大きく、介護を必要とする高齢者とその家族にとって安心の保険制度とは言いがたいため、2013年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対であります。

以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成25年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、平成25年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第19、町長提出認定第4号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第4号 2013・平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

2008年度から始まった後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で従来の各種保険から分離し、年齢で差別される制度です。保険給付額の増額がすぐに保険料に反映されるように、2年ごとの見直しが行われてきました。

介護保険同様に、保険料が月額1万5,000円以上の年金受給者の場合、年金から天引きされるため、収入未済額や不納欠損は普通徴収対象者である月1万5,000円未満の年金受給者ということになります。収入未済額は、2009年度33万5,000円、2010年度56万6,000円、2011年度57万9,000円、2012年度117万8,000円、そして2013年度は139万2,000円と増加をしまいいりました。また、不納欠損は、昨年の5万円から29万5,000円と大幅な増となりました。年金支給額が減り続けている中で、払い切れない保険料が設定されていることが、こうした未納状態や不納欠損を生み出しています。かつては県内でも保険料の収納率が上位であった上里町です。収納率の低下は、こうしたまじめな後期高齢者を苦しめていると言わざるを得ません。

そこで、2013年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。
以上です。

○議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第20、町長提出認定第5号 平成25年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成25年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第21、町長提出認定第6号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、平成25年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第22、町長提出認定第7号 平成25年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第7号 平成25年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、平成25年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第23、町長提出認定第8号 平成25年度上里町水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成25年度上里町水道事業決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、平成25年度上里町水道事業決算についての件は、認定することに決定いたしました。

○議長（植原育雄君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。
暫時休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時40分再開

○議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

○議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第44号 公平委員会委員の選任についての件、議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、議案第46号 教育委員会委員の任命についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号 公平委員会委員の選任についての件、議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、議案第46号 教育委員会委員の任命についての件、以上の3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第26 町長提出議案第44号 公平委員会委員の選任について

○議長（植原育雄君） 日程第26、町長提出議案第44号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 御提案申し上げました議案第44号 公平委員会委員の選任について説明を申し上げます。

委員の神田信夫氏、神保原地区の選出でございますけれども、9月30日をもちまして任期満了となりますことから、新たに公平委員会委員1名を選任するため、御提案を申し上げるものでございます。

選任に当たりましては、今回は賀美地域から選出させていただきたいと思っておりますのでございますけれども、公平委員会委員に大字勅使河原1675番地の1、赤沼輝生氏、昭和18年1月9日生まれで、現在71歳でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定に従いまして議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

赤沼氏は、昭和38年3月に日本テレビ放送専門学校を卒業後、同年12月から日本電信電話公社川口電報に入社、その後、関東電気通信局、N T Tデータ通信株式会社への転勤等を経て、平成15年1月にN T Tデータソリューション株式会社を退社されました。平成25年4月からは地元行政区の勝一の正区長を務めており、自治会活動に活躍をされておるわけでございます。

つきましては、公平委員として人格識見ともふさわしく、適任でありますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第 27 町長提出議案第 45 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（植原育雄君） 日程第27、町長提出議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 御提案申し上げました議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。

委員の関口一郎氏、賀美地区でございますけれども、9月29日をもちまして任期満了となりますことから、新たに固定資産評価審査委員会委員1名を選任するため、御提案を申し上げる次第でございます。

選任に当たりましては、今回は神保原地区から選任をいたしたところでございます。大字神保原町1336番地、内田安恵、昭和16年4月4日生まれ、現在73歳を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に従いまして議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

内田氏の経歴を御紹介申し上げます。

昭和34年に児玉農業高等学校を卒業後、家業であります農業に従事をされております。平成4年から地元宮本区長を5年間の長きにわたり務められ、自治会活動に御活躍をされております。また、平成25年4月からは、石神社において石神社委員長も務めており、地元地域のため御尽力をされております。

つきましては、人格、識見ともに固定資産評価審査委員としてふさわしく、内田氏を適任者であると考えておりますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第28 町長提出議案第46号 教育委員会委員の任命について

○議長（植原育雄君） 日程第28、町長提出議案第46号 教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 御提案を申し上げました議案第46号 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

教育委員会委員の清昌道氏が9月30日をもちまして任期満了となりますので、再任を行いたく、教育委員会委員の任命について御提案申し上げるものでございます。

提案は、教育委員会委員に大字五明293番地、清昌道、昭和22年9月7日生まれ、現在67歳でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

清氏の経歴を御紹介申し上げます。

清氏は、昭和45年3月に大学を卒業後、昭和45年4月から昭和48年3月までの3年間、社会福祉法人養護施設嘉美園にて勤務され、昭和48年4月から平成9年3月まで、埼玉県社会福祉事業団に籍を置き、上里学園、花園学園、そして嵐山郷で勤務をされておりました。町の役職等では、長幡公民館長、長幡小学校学校評議員を歴任されております。現在は、曹洞宗金剛寺住職、曹洞宗埼玉県第一宗務所人権擁護推進主事を、そして社会福祉法人ほほえみ会理事長として活躍をされております。

つきましては、教育委員会委員として人格・識見ともふさわしく、適任であり、引き続き再任したいと考えておりますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第46号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。
本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本件は同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時55分再開

- 議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 請願・陳情について

- 議長（植原育雄君） 日程第24、請願・陳情についての件を議題といたします。
総務経済常任委員会に付託をいたしました請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査報告を求めます。
総務経済常任委員長沓澤幸子議員。

〔総務経済常任委員長 沓澤幸子君発言〕

- 総務経済常任委員長（沓澤幸子君） 総務経済常任委員長の沓澤幸子です。
当委員会に付託の請願審査結果について、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の審査は、9月16日午前11時30分より委員会を開催し、請願内容を確認した上で、午後のまち整備環境課の

25年度事業の主要箇所の視察とあわせ現地を視察して、担当課から説明を受けました。その後、再度、委員会室において審査を行いました。その結果、子どもたちの通学路の安全確保については、全員が賛成であり、請願の趣旨に反対の意見はありませんでした。

しかし、請願内容3項目中、2項目は公安委員会の権限に属するものであり、町村行政の権限の範囲を超えているため、議会としてどう対応すべきか慎重な検討が必要なこと、請願箇所が広い範囲にわたっているため、紹介議員や請願者の意見を伺いたいとの意見がありました。そうしたことから、もう少し時間をかけて審査をしたほうがよいという結論に至りました。

そこで、上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願については、当委員会は、全員一致で継続審査にすべきものと決定いたしました。

以上で総務経済常任委員会の審査結果並びに経過報告の説明とさせていただきます。

○議長（植原育雄君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、総務経済常任委員長より、請願第1号 上里東小学校地区（京塚地域）通学路の安全対策についての請願の件を会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、副委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） 文教厚生常任委員会副委員長の飯塚賢治でございます。

今期定例会で当委員会に付託されました請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の審査経過及び結果報告をいたします。

審査は、9月16日火曜日午後1時30分から常任委員会を開催し、委員全員に出席をいただき、また、内容や現状等について説明をいただくために、町民福祉課長に出席をいただき、審査をいたしました。

手話言語法を制定することによって今後どのようなのか、また、現在の特別支援学校においての状況はどうなのかなどの意見が出されました。手話言語法が制定されれば、全国で手話通訳者などのサービスが受けられるようになるなど、サービスの拡充が図られたり、テレビなどからの情報が入手しやすくなるなどの環境改善が図られるとのことでありました。

また、現在、特別支援学校においては、障害の程度に応じて手話を使用しているとの報告がありました。ろう者にとっては情報の収集やコミュニケーションをとるためには、手話は重要な手段であり、国連総会において障害者権利条約に手話が言語であることが明記され、また、我が国においても国内法の整備が進められ、平成23年に障害者基本法が改正されたことを踏まえ、手話を言語として普及・研究できる環境整備を進める必要があると考えまして、審査の結果、全員一致で採択すべきと決定したところであります。

以上で当委員会に付託となりました請願の審査経過及び結果報告を終わります。

○議長（植原育雄君） 以上で文教厚生常任委員会副委員長による審査結果並びに審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○ 11 番（沓澤幸子君） 未熟でわからないのでお聞きしたいんですけども、最近、新聞で、手話を禁止して、口を読む、そういうことを進めているというのを目にしたんですよ。この理由の中に、ろう学校では手話は禁止されているという、私も、手話は手の表現で、見ていても非常に伝わりやすいなというふうに、コミュニケーションとしてはすごくいいなというふうに思っているんですけども、なぜ、ろう学校で禁止されていたのかがちょっとわからないんですけども、その辺の、審査の中でそういうことの報告を受けていましたら教えていただきたいというふうに思っています。

○ 議長（植原育雄君） 文教厚生常任委員会副委員長飯塚賢治議員。

〔文教厚生常任副委員長 飯塚賢治君発言〕

○ 文教厚生常任副委員長（飯塚賢治君） その件につきましては、全く検討をしておりませんでした。

以上です。

○ 議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、文教厚生常任委員会の決定のとおり、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 5 分休憩

午後 5 時 9 分再開

○ 議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

○議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいま飯塚賢治議員ほか5名から意見書第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）についての件、次に、伊藤裕議員ほか2名から意見書第4号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）についての件、以上の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）についての件、意見書第4号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）についての件、以上の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第29 意見書第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）について

○議長（植原育雄君） 日程第29、意見書第3号「手話言語法」制定を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） 議席番号1 番、飯塚賢治でございます。

御提案申し上げました意見書第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）について説明いたします。

手話は、音声言語と同様にろう者にとって災害情報など生命・財産に関わる大切な情報や相手の人とコミュニケーションをとるためには、重要な手段であります。

障害者権利条約では、手話が言語であることが明記されまして、我が国においても国内法の整備が進められてきており、平成23年には、障害者基本法が改正されました。

しかし、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知して、手話を言語として普及、研究していくためには、障害者権利条約や既に制定されている基本法等だけでは十分ではないため、環境整備を進める個別の「手話言語法」の制定が必要となるため、意見書を提出するものでございます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。
以上。

- 議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可します。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより意見書第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 意見書第4号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）について

- 議長（植原育雄君） 日程第30、意見書第4号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

13番伊藤 裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

- 13番（伊藤 裕君） 議席番号13番、伊藤裕でございます。

御提案を申し上げました意見書第4号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）について説明をいたします。

埼玉県議会では、9月定例会において、埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の改正が予定されており、改正

案では、現在の北３区の選挙区から美里町が除かれることとされております。このことは、現在までに児玉都市で積み上げられてきた一体性や経過等から考え、住民の理解が得られるものではありません。

つきましては、児玉都市の一体性を損なう条例改正に反対するとともに、児玉郡及び本庄市が同一選挙区となるよう強く県に要望するため、意見書を提出するものでございます。

慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第４号 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議員の派遣について

○議長（植原育雄君） 日程第25、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

来る10月17日、埼玉県町村議会議長会主催の埼玉県町村議会議員研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（植原育雄君） 次に、総務経済常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（植原育雄君） 次に、文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（植原育雄君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

○議長（植原育雄君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもって、平成26年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時18分